

安城消防署厨房等改修管工事 設計書

- 1 本設計書は、衣浦東部広域連合工事請負契約約款第1条に定める設計図書には該当しません。
- 2 本設計書に記載してある数量は、「参考数量」であるため、その誤記又は脱漏を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできません。
- 3 本設計書は、次の基準（以下「積算基準」という。）の最新版を基本にして作成しています。
 - (1) 公共建築工事積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - (2) 建築数量積算基準・同解説 建築工事建築数量積算研究会制定
 - (3) 建築設備数量積算基準・同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 4 数量に関する質問の方法、期限等は、工事内容に関する質問と同様としますが、「積算基準」に基づく全工種の全項目の数量についての積算根拠資料を添付してください。
- 5 添付の図面は、原本をA3サイズに縮小したものです。

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
安城消防署厨房等改修管工事						
直接工事費		式	1.0			
共通仮設費計		式	1.0			
純工事費						
現場管理費		式	1.0			
工事原価						
一般管理費等		式	1.0			
工事価格						
消費税相当額						
合計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
直接工事費						
1. 管工事		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1. 管工事						
1-1. 給水設備工事		式	1.0			
1-2. 排水設備工事		式	1.0			
1-3. 衛生器具設備工事		式	1.0			
1-4. 給湯設備工事		式	1.0			
1-5. ガス設備工事		式	1.0			
1-6. 厨房機器設備工事		式	1.0			
1-7. 換気設備工事		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1-1. 給水設備工事						
給水・塩ビライニング鋼管 SGP-VB	機械室・便所 20A	m	13.0			
給水・塩ビライニング鋼管 SGP-VB	機械室・便所 25A	m	7.0			
給水・塩ビライニング鋼管 SGP-VB	機械室・便所 40A	m	13.0			
仕切弁	10K 管端防食コア 20A	個	1.0			
フレキシブルジョイント FJ	SUS 20A	個	1.0			
保温工事		式	1.0			
はつり補修費	貫通処理, 鉄筋探査含む	式	1.0			
配管切断接続費		式	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1-2. 排水設備工事						
排水・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 RF-VP	地中埋設 100A	m	9.0			
排水・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 RF-VP	地中埋設 150A	m	1.0			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 FDVP	機械室・便所 40A	m	2.0			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 FDVP	機械室・便所 50A	m	17.0			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 FDVP	機械室・便所 75A	m	5.0			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 FDVP	機械室・便所 100A	m	13.0			
床上掃除口 COA	75A	個	1.0			
立管掃除口 CO	100A	個	1.0			
排水金物 T5W-1A	40A	個	2.0			
プラスチック柵 S08	鋳鉄製防護蓋 (t14) 200-150 90Y 1100h	組	1.0			
土工事		式	1.0			
舗装解体復旧費	カッター入共	式	1.0			
はつり補修費	貫通処理, 鉄筋探査含む	式	1.0			
配管切断接続費		式	1.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1-3. 衛生器具設備工事						
洗面カウンター	洗面器(台付自動混合水栓含む)×4組込 フロントパネル, コーナーカバー他, その他付属品	式	1.0			
壁付混合水栓	シングルバー式 ソフト/シャワー吐出切替式	個	4.0			
化粧鏡	取付金物, その他付属品一式含む 350×800h	枚	4.0			
(再用品)化粧鏡		枚	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1-4. 給湯設備工事						
ガス瞬間湯沸器 GW-N2	屋内壁掛・背面給排気型 リモコン含む 20号	台	1.0			
給湯・一般配管用ステンレス鋼鋼管	機械室・便所 20A	m	11.0			
フレキシブルジョイント FJ	SUS 20A	個	1.0			
EM-CEEケーブル リモコン線	管内 1.25mm-2C	m	2.0			
EM-CEEケーブル リモコン線	天井 1.25mm-2C	m	3.0			
1種金属線ぴ	A型	m	2.0			
1種金属線ぴ付属品 コーナボックス	A型	個	2.0			
保温工事		式	1.0			
はつり補修費	貫通処理, 鉄筋探査含む	式	1.0			
配管切断接続費		式	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1-5.ガ`ス設備工事						
プロパン・配管用炭素鋼鋼管(白)	機械室・便所 20A	m	4.0			
プロパン・配管用炭素鋼鋼管(白)	機械室・便所 25A	m	4.0			
プロパン・配管用炭素鋼鋼管(白)	機械室・便所 40A	m	1.0			
プロパン・ガ`スコック	25A	個	1.0			
フレキシブルジョイント FJ	SUS 20A	個	1.0			
配管切断接続費		式	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1-6. 厨房機器設備工事						
一槽シンク A-1	バックガード, 下部スノコ付 600×600×850	台	1.0			
一槽シンク (トライ仕様) A-2	バックガード, 下部スノコ付 1800×600×850	台	1.0			
トレンパン A-3	1800×370×70	台	1.0			
作業台 A-4	750×600×850	台	1.0			
テーブル型食器消毒保管庫 A-5	食器籠(390×360×200)4ヶ付 1500×600×850	台	1.0			
カステール A-6	900×600×850	台	1.0			
作業台 A-7	750×600×850	台	1.0			
自然冷媒製氷機 A-8	35kgタイプ 500×450×800	台	1.0			
パンラック A-9	甲板棚2段, スノコ棚2段仕様 1000×600×1800	台	1.0			
調理台 A-10	下部引出し6ヶ付, 両面引違戸付 1800×750×850	台	1.0			
(再用品) 冷凍冷蔵庫 B-1	移設費含む	式	1.0			
搬入試運転調整費		式	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1-7. 換気設備工事						
天井扇 V-N2	低騒音型 ｶﾞﾗﾘ付 100φ×80m ³ /h×70Pa	台	1.0			
天井扇 V-N9	浴室用 ｶﾞﾗﾘ付 100φ×90m ³ /h×70Pa	台	1.0			
排風機 F-N1	天井吊型 防振ばね付 300φ×1,500m ³ /h×350Pa	台	1.0			
送風機 F-N2	天井吊型 斜流式 300φ×1,500m ³ /h×280Pa	台	1.0			
ステンレスフード F-N1系統	箱型 フィルター,シャッター付 900×600×850	個	1.0			
給気ｸﾞﾘﾙ F-N2系統	開閉FS付 600×600	個	1.0			
ﾊﾞﾝﾄｷﾞｯﾌﾟ	SUS製 100φ	個	2.0			
ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ	亜鉛鉄板 100φ	m	9.0			
ｱﾝｸﾞﾙﾌﾗﾝｼﾞ 工法ﾀﾞｸﾄ	亜鉛鉄板 300×300	m ²	7.0			
天井改修費	けい酸カルシウム板(t=6)×1m ² アスベスト含有 集積共	式	1.0			
足場損料		式	1.0			
配管切断接続費		式	1.0			
機器搬入搬出費		式	1.0			
保温工事		式	1.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
共通仮設費計						
共通仮設費		式	1.0			
計						

特記仕様書

1 安全・訓練等の実施について

現場の安全確保のため、工事着手後、月当り半日以上の時間を割り当て、作業従事者全員に対して次の事項を実施すること。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故の対策

2 安全・訓練等の実施状況について

安全・訓練等の実施状況（参加者名簿、資料、写真等）を工事完了時に提示すること。また工事記録に記録し、工事完了時に報告すること。

3 あいくる材の率先利用について

リサイクル資材の率先利用を図るため、使用する資材は、あいくる材として認定されている資材の利用に努めること。

4 建設副産物等に関する提出物について

契約金額が 100 万円以上の時は、（一財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」に搭載された CREDAS 機能により、必要事項を入力し、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」について作成及び提出すること。また、完了時は、工事登録証明書を提出すること。また、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

5 建設業退職金共済制度の運用について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入すること。
- (2) 同制度に加入した場合は、掛金収納書を監督員へ提出し、工事現場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
- (3) 受注者は、自ら雇用する同制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、同制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する制度対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付すること。
- (5) 同制度に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知することによって、1号から4

号の事務等を省くことができる。

(6) 共済証紙の残数が明らかであることが資料で確認できる場合に限り、その使用を認める。

6 電子納品の運用について

電子情報の作成に係る基準等は、発注者が定める「安城市電子納品運用手順書」によるものとし、記載のない事項は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

7 工事写真について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得た上で、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」により行うことができる。

8 契約書の設計図の表示について

契約書に添付する設計図は、原本をA3サイズに縮小したものである。

9 工程表について

衣浦東部広域連合工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合（兼務工事）は、現場代理人等届の添付書類として兼務届及び工程表を添付すること。

10 下請負届について

衣浦東部広域連合工事請負契約約款第7条に記載のある下請負の届出は、原則不要とする。

但し、発注者から下請負届の提出を求められた場合は、必要事項を明記し、提出すること。



安城消防署厨房等改修管工事

表紙・図面目録

図面番号	図面名称	縮尺 (原図:A1版)	図面番号	図面名称	縮尺 (原図:A1版)
M-01	表紙・図面目録	NS	M-11	配置図・工事概要	1/300
M-02	機械設備工事特記仕様書 1/9	NS	M-12	換気設備 機器一覧表	NS
M-03	機械設備工事特記仕様書 2/9	NS	M-13	換気設備 2F平面図(改修前・改修後)	1/50
M-04	機械設備工事特記仕様書 3/9	NS	M-14	衛生設備 機器・器具一覧表(新設・撤去)	NS
M-05	機械設備工事特記仕様書 4/9	NS	M-15	衛生設備 配管系統図(改修前・改修後)	NS
M-06	機械設備工事特記仕様書 5/9	NS	M-16	衛生設備 1F平面図(改修前)	1/40
M-07	機械設備工事特記仕様書 6/9	NS	M-17	衛生設備 1F平面図(改修後)	1/40
M-08	機械設備工事特記仕様書 7/9	NS	M-18	衛生設備 2F平面図(改修前・改修後)	1/40
M-09	機械設備工事特記仕様書 8/9	NS	M-19	衛生設備 2F厨房器具詳細図(改修前・改修後)	1/50
M-10	機械設備工事特記仕様書 9/9	NS	M-20	仮設計画図(参考図)	1/200・1/500

章	項目	特記事項	備考	
第3編	2節 温水発生機	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 真空式温水発生機 1.2.2 無圧式温水発生機 1.2.3 木質バイオマスボイラー(真空式温水発生機) 1.2.4 木質バイオマスボイラー(無圧式温水発生機) 	<ul style="list-style-type: none"> * 燃焼装置の燃焼制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] 図示による () * 容量調節装置の燃焼制御方式 図示による () * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による 	[表2.1.6]
	3節 冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> 1.3.1 空気熱源ヒートポンプユニット 1.3.2 水冷チリングユニット 	<ul style="list-style-type: none"> * 圧縮機へのインバータ制御[空気熱源ヒートポンプユニット] 行う 行わない * 圧縮機の容量制御[水冷チリングユニット] ※インバータ制御 () 図示による * モジュール形の適用 有 無 図示による * 冷水ポンプの組込み[空気熱源ヒートポンプユニット] 有 無 図示による * 冷水ポンプの組込み[水冷チリングユニット] 有 無 図示による * 不凍液の適用 有 無 図示による * ポンプの電動機の容量制御 ※インバータ制御 () 図示による * 冷媒の種類 () 図示による * 能力及び成績係数 数値 () 図示による * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 第2編表2.1.3の△印の適用[定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満のもの] 運転(赤色)及び停止(緑色) 保護継電器の動作 図示による * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による * 第2編表2.1.6の△印の適用 図示による * [空気熱源ヒートポンプユニット] 冷水水出口温度設定 各ポンプ起動・停止信号 * [水冷チリングユニット] 冷水水出口温度設定 	
	1.3.3 遠心冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> * 遠心圧縮機のインバータ制御 有 無 図示による * 不凍液の適用 有 無 図示による * 冷媒の種類 () 図示による * 能力及び成績係数 数値 () 図示による * 進相コンデンサー(高圧電動機盤) 設置する() 設置しない * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による * 第2編表2.1.6の△印の適用 冷水水出口温度設定 図示による 		
	1.3.4 吸収冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> * 能力及び成績係数 数値 () 図示による * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による * 第2編表2.1.6の△印の適用 冷水水出口温度設定 図示による 		
	1.3.5 吸収冷水機	<ul style="list-style-type: none"> * 排熱熱交換器 有 無 図示による * 排熱投入型再生器 有 無 図示による * 本体 高温再生器 煙管式 液管式 図示による * 燃焼装置 燃焼制御方式 () 図示による * 能力及び成績係数、期間成績係数 ※グリーン購入法の基本方針による数値[冷凍時] () 図示による * 燃料削減率 数値 () 図示による * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による * 第2編表2.1.6の△印の適用 冷水水出口温度設定 燃料消費量表示 図示による 		
	1.3.6 吸収冷水機ユニット	<ul style="list-style-type: none"> * 本体 高温再生器 煙管式 液管式 図示による * 燃焼装置 燃焼制御方式 () 図示による * パーナー オイルパーナー ガスパーナー 木質バイオマス燃料使用パーナー 図示による * 能力及び成績係数、期間成績係数 ※グリーン購入法の基本方針による数値[冷凍時] () 図示による * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による * 第2編表2.1.6の△印の適用 冷水水出口温度設定 燃料消費量表示 図示による 		
	4節 コージェネレーション装置	<ul style="list-style-type: none"> 1.4.2 構成 1.4.3 原動機 	<ul style="list-style-type: none"> * 冷却塔(放熱用) 設ける 設けない 図示による * 共通台板 水平震度 () 図示による * 排気ガスの排出規制値 () 図示による * ガスタービン発電装置 原動機の外箱周囲1mにおける運転音 ※90dB(A)以下 () * 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※空冷式 水冷式 図示による * 運転時間 () 図示による * マイクロガスタービン発電装置 マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排気吸収式を組合せる場合 () 図示による * マイクロガスタービン発電装置 逆変換装置の出力電気方式 三相3線式 三相4線式 単相3線式 単相2線式 図示による * ディーゼルエンジン発電装置 保安装置の外部用端子 設ける 設けない 図示による * 表1.1.7の*印のうち、適用するもの () 図示による * ガスエンジン発電装置 保安装置の外部用端子 設ける 設けない 図示による * 表1.2.3の*印のうち、適用するもの () 図示による * ガスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 設ける 設けない 図示による * 表1.3.2の*印のうち、適用するもの () 図示による * 補機附属装置等の適用 () 図示による * 構成 温水熱交換器 排気ボイラー 排気熱交換器 熱回収用ポンプ 図示による * 温水熱交換器 附属品 鋼製はしご 要 不要 図示による * 熱回収用ポンプ ケーシングの材質 ※1.12.1(3)(ア)による 1.12.1(3)(イ)による 図示による * フット弁 口径 ()mm 図示による * 制御盤 冷却塔及び冷却水ポンプの制御 組込む 組込まない 図示による * 総合効率 () 図示による * 1.4.14 総効率 * 1.4.16 試験 気密又は満水試験 行う 行わない 図示による * 安全弁試験 行う 行わない 図示による 	
	5節 水蓄熱ユニット	<ul style="list-style-type: none"> 1.5.4 制御盤 	<ul style="list-style-type: none"> * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 第2編表2.1.3の△印の適用[定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満のもの] 運転(赤色)及び停止(緑色) 保護継電器の動作 図示による * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による * 第2編表2.1.6の△印の適用 図示による * [空気熱源ヒートポンプユニット] 冷水水出口温度設定 各ポンプ起動・停止信号 * [水冷チリングユニット] 冷水水出口温度設定 	
	1.5.5 冷媒	<ul style="list-style-type: none"> * 冷媒の種類 () 図示による 		

章	項目	特記事項	備考
第3編	1.5.6 水生成装置	*種類 ・スタティック形 (・内融式 ・外融式 ・カプセル式) ・ダイナミック形	
	1.5.7 タンク	*タンクの材質 () 図示による	
	1.5.9 成績係数	*設計用水平震度 ※ 図示による ()	
		*成績係数の数値 ※グリーン購入法の基本方針に定める数値 () 図示による	
	6節 冷却塔		
	1.6.5 送風機	*ケーシング下部の水抜き 設ける 設けない	
		*インバータ制御装置を含む場合の高調波対策 ※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる () 図示による	
	1.6.7 冷却塔用薬液注入装置	*薬液注入装置の適用 ※ 図示による ()	
	7節 空気調和機		
	1.7.1 ユニット形空気調和機	<ul style="list-style-type: none"> * 1.7.1.1(1)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () * 大温度差送風方式(冷房時14℃以下)の場合の表面結露対策 行う 行わない 図示による * 潜熱・顕熱分離形 適用する 適用しない 図示による * エアフィルター形式 () 図示による * 回転形全熱交換器 適用する 適用しない 図示による * 許容騒音レベル[設計風量及び全静圧が表3.1.7の値を超える場合] () 図示による * 加湿器 加湿方式 水気化式 蒸気噴霧式 図示による * 送風機吐出口風速[設計風量が表3.1.8の値を超える場合] () 図示による * 全熱交換器 全熱の交換効率 ※給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が2.5m/sの状態において、75%以上 図示による () * 駆動装置 回転数制御装置 組込む 組込まない 図示による * 制御盤 附属する 附属しない 図示による * [附属する場合] 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.7による * インバータ制御装置 設ける 設けない 図示による * [設ける場合]高調波対策 ※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる () 図示による 	[表3.1.7]
1.7.2 コンパクト形空気調和機	<ul style="list-style-type: none"> * 1.7.2.1(2)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () * 床吹出形 適用する 適用しない 図示による * 潜熱・顕熱分離形 適用する 適用しない 図示による * エアフィルター形式 () 図示による * 回転形全熱交換器 適用する 適用しない 図示による * 加湿器 加湿方式 水気化式 蒸気噴霧式 ※ 図示による * 全熱交換器 全熱の交換効率 ※給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が2.5m/sの状態において、75%以上 図示による () * 駆動装置 回転数制御装置 組込む 組込まない 図示による * エアフィルター メインフィルター 折込み形エアフィルター[1.8.2]の薄型 電気集じん器(パネル形)[1.8.4] 図示による * 制御盤 附属する 附属しない 図示による * [附属する場合] 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.7による * インバータ制御装置 設ける 設けない 図示による * [設ける場合]高調波対策 ※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる () 図示による 	[表3.1.8]	
1.7.3 デンカト空気調和機	<ul style="list-style-type: none"> * 1.7.3.1(1)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () * 許容騒音レベル[設計風量及び全静圧が表3.1.7の値を超える場合] () 図示による * 加湿器 加湿方式 水気化式 蒸気噴霧式 図示による * 送風機吐出口風速[設計風量が表3.1.8の値を超える場合] () 図示による 	[表3.1.7]	
1.7.4 ファンコイルユニット	<ul style="list-style-type: none"> * 隠ぺい形の附属品 吸出口 吸込口 エアフィルター * 吸込空気の温湿度及び冷水水の入口温度 () 図示による * 屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR ・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3 ・CK-4 ・FIO ・CIO ※ 図示による * 床置形及びローボイ形の露出形の弁類 流量調整弁 定流量弁 図示による * サブドレンパン 設置する 設置しない ※ 図示による * 附属品等 流量調整弁、定流量弁 () 図示による * 床置屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL 図示による * 屋内機に組込むもの 補助加熱器(温水コイル 蒸気コイル 電気ヒーター) 加湿器 図示による () * 圧縮機 室内機に組込む 室内機に組込まない 図示による * エアフィルター(112kw以上の場合) ろ材ユニット 再生式 非再生式 図示による * ろ材ユニット ろ材交換形 ろ材交換形でない 図示による * 冷媒の種類 ※ 図示による () * 冷媒管 ※ 2編2.1.2による () 図示による * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 第2編表2.1.4の△印の適用 運転時間積算 図示による * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.7による * 第2編表2.1.7の△印の適用 遠方発停 湿度設定 図示による * リモートコントローラー 屋内機に取付けたもの ワイヤード式 () 図示による * 屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR ・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3 ※ 図示による * 屋内機に組込むもの 補助加熱器(温水コイル 蒸気コイル 電気ヒーター) 加湿器 図示による () * 天井吊形の隠ぺい形の附属品 ※ 図示による 吹出口 吹込口 エアフィルター * 外気処理ユニット 熱交換エレメントを設ける 加湿器を設ける 図示による * 圧縮機 室内機に組込む 室内機に組込まない 図示による * 冷媒の種類 ※ 図示による () * 冷媒管 ※ 2編2.1.2による () 図示による * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 第2編表2.1.4の△印の適用 運転時間積算 図示による * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.7による * 第2編表2.1.7の△印の適用 遠方発停 湿度設定 図示による 	[改修1.2.1]	
1.7.5 パッケージ形空気調和機	<ul style="list-style-type: none"> * 1.7.3.1(1)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () * 許容騒音レベル[設計風量及び全静圧が表3.1.7の値を超える場合] () 図示による * 加湿器 加湿方式 水気化式 蒸気噴霧式 図示による * 送風機吐出口風速[設計風量が表3.1.8の値を超える場合] () 図示による * 隠ぺい形の附属品 吸出口 吸込口 エアフィルター * 吸込空気の温湿度及び冷水水の入口温度 () 図示による * 屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR ・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3 ・CK-4 ・FIO ・CIO ※ 図示による * 床置形及びローボイ形の露出形の弁類 流量調整弁 定流量弁 図示による * サブドレンパン 設置する 設置しない ※ 図示による * 附属品等 流量調整弁、定流量弁 () 図示による * 床置屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL 図示による * 屋内機に組込むもの 補助加熱器(温水コイル 蒸気コイル 電気ヒーター) 加湿器 図示による () * 圧縮機 室内機に組込む 室内機に組込まない 図示による * エアフィルター(112kw以上の場合) ろ材ユニット 再生式 非再生式 図示による * ろ材ユニット ろ材交換形 ろ材交換形でない 図示による * 冷媒の種類 ※ 図示による () * 冷媒管 ※ 2編2.1.2による () 図示による * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 第2編表2.1.4の△印の適用 運転時間積算 図示による * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.7による * 第2編表2.1.7の△印の適用 遠方発停 湿度設定 図示による 		
1.7.6 マルチパッケージ形空気調和機	<ul style="list-style-type: none"> * リモートコントローラー 屋内機に取付けたもの ワイヤード式 () 図示による * 屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR ・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3 ※ 図示による * 屋内機に組込むもの 補助加熱器(温水コイル 蒸気コイル 電気ヒーター) 加湿器 図示による () * 天井吊形の隠ぺい形の附属品 ※ 図示による 吹出口 吹込口 エアフィルター * 外気処理ユニット 熱交換エレメントを設ける 加湿器を設ける 図示による * 圧縮機 室内機に組込む 室内機に組込まない 図示による * 冷媒の種類 ※ 図示による () * 冷媒管 ※ 2編2.1.2による () 図示による * 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による 図示による () * 第2編表2.1.4の△印の適用 運転時間積算 図示による * 機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.7による * 第2編表2.1.7の△印の適用 遠方発停 湿度設定 図示による 		

図面番号
M-05

章	項目	特記事項	備考
第3編	【改修】2節 空気調和機		
	1.1.2.1 マルチパッケージ形空気調和機	*リモートコントローラー ・集中管理リモコン ・個別リモコン ※図示による 1.7.6.19.(1)(ア)以外に必要な集中管理リモコンの機能 集中管理リモコンにエネルギー管理に関する機能 個別リモコン 系統区分 ※図示による	()
	1.7.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	*既設配管を再利用 *既設配管を再利用する場合の既存冷媒の種類	・再利用する ・再利用しない ※図示による ()
	1.7.8	*屋外機運転時の廃熱を有効利用する温水取出機能 *屋外機(冷房能力45kW以上)に消費電力自給装置 *電源自立型ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 *屋内機の形式	・備える ・備えない ※図示による ・備える ・備えない ※図示による ・適用する ・適用しない ※図示による
	1.7.9	・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR ・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3 ・CK-4 ・FIO ・CIO ※図示による	
	1.7.10	*屋内機の構成 天井吊形の隠ぺい形の附属品	・組込む ・組込まない ※図示による ・吹出口 ・吹込口 ・エアフィルター
	1.7.11	*外気処理ユニット *冷媒の種類 *成績係数 *制御盤	・熱交換エレメントを設ける ・加湿器を設ける ・図示による ※図示による () 数値 ※グリーン購入法の基本方針に定める数値 表示及びプザーの仕様等 第2編表2.1.4の△印の適用 機器に設ける入力端子、出力端子 第2編表2.1.7の△印の適用
	1.7.12	*リモートコントローラー ・集中管理リモコン ・個別リモコン ※図示による 1.7.6.19.(1)(ア)以外に必要な集中管理リモコンの機能 集中管理リモコンにエネルギー管理に関する機能 個別リモコン 系統区分 ※図示による	()
	1.7.13		
	1.7.14		
【改修】2節 空気調和機			
1.1.2.2 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	*既設配管を再利用 *既設配管を再利用する場合の既存冷媒の種類	・再利用する ・再利用しない ※図示による ()	
8節 空気清浄装置			
1.8.1 パネル形エアフィルター	*ろ材ユニット ・再生式 ・非再生式 *ろ材交換形	・図示による ・図示による ・ろ材交換形でない ・図示による	
1.8.2 折込み形エアフィルター	*形式 ・中性性能標準形 ・中性性能薄形 ・中性性能(高)標準形 ・中性性能(高)薄形 *形式等 *ろ材ユニット	・図示による ・図示による ・図示による ・図示による ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ・図示による	
1.8.3 自動巻取形エアフィルター	*制御盤 表示及びプザーの仕様等 機器に設ける入力端子、出力端子	※第2編1.2.2(2)による ※第2編表2.1.8による	
1.8.4 電気集じん器	*アフターフィルター [パネル形] ろ材ユニット ろ材交換形 *制御盤	・再生式 ・非再生式 ・図示による ・図示による 表示及びプザーの仕様等 機器に設ける入力端子、出力端子	
9節 全熱交換器			
1.9.1 一般事項	*高調波対策	※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる ()	
1.9.2 回転形全熱交換器	*全熱の交換効率 *駆動装置 *全熱の交換効率	※給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が2.5m/sの状態において、75%以上 ※図示による 回転数制御装置 組込む 組込まない ※図示による	
1.9.3 全熱交換ユニット	*附属品	運転表示灯 要 不要 操作スイッチ 要 不要	
10節 放熱器等			
1.10.1 ファンコンベクター	*隠ぺい形附属品	※図示による 吹出口 吹込口 エアフィルター	
1.10.5 床暖房	*方式 *高調波対策 *温水式床暖房	・温水式 ・電気式 ※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる () 温熱源 ガス温水熱源機 ヒートポンプ給湯機 温熱源を複数台接続する場合 温水式放熱器本体 温水パネル式 温水マット式	
1.10.6 ガス温水熱源機	*電気式床暖房 *本体 *形式 *給水方式	発熱ユニット 発熱ボード 発熱シート 単機能温水熱源機 給湯温水熱源機 据置型 壁掛形 自動給水 手動	
11節 送風機			
1.11.1 遠心送風機	*ケーシング下部の水抜き穴	・設ける ・設けない ※図示による	
1.11.2 軸流送風機及び斜流送風機	*インバータ制御装置を含む場合の高調波対策	※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる ()	
1.11.3 消音ボックス付送風機	*インバータ制御装置を含む場合の高調波対策	※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる ()	
1.11.4 排煙機	*形式	※遠心送風機 斜流送風機 軸流送風機	
12節 ポンプ			
1.12.1 空調用ポンプ	*ケーシングの材質 *フート弁 *形式	※1.12.1(3)(ア)による 1.12.1(3)(イ)による ・図示による 口径 () ・図示による ・横形 ・立形 ・渦流形 ・図示による	
1.12.2 ボイラー給水ポンプ	*ケーシングの材質 *フート弁 *形式	※1.12.1(3)(ア)による 1.12.1(3)(イ)による ・図示による 口径 () ・図示による ・横形 ・立形 ・渦流形 ・図示による	
1.12.3 真空給水ポンプユニット(真空ポンプ方式)	*形式 *制御盤	給水ポンプ2台(複式) 給水ポンプ1台(単式) 表示及びプザーの仕様等 機器に設ける入力端子、出力端子	
1.12.4 真空給水ポンプユニット(エゼクター方式)	*形式 *制御盤	循環ポンプ2台(複式) 循環ポンプ1台(単式) 表示及びプザーの仕様等 機器に設ける入力端子、出力端子	
1.12.5 オイルポンプ	*制御方式	還水タンクがない場合 循環ポンプが複式の場合の運転方法 還水タンクがある場合 循環ポンプが複式の場合の運転方法	
13節 タンク及びヘッダー			
1.13.2 還水タンク	*還水タンク *本体の材質	蒸気管の接続口 要 不要 温度調整装置の取付座 要 不要 SUS304 SUS316 SUS444 図示による	

章	項目	特記事項	備考
第3編	1.13.3 多管形熱交換器	*附属品	鋼製はしご 要 不要 図示による
	1.13.5 開放形膨張タンク	*本体の材質 *附属品	鋼板(エポキシ樹脂ライニング) SUS304 鋼製はしご 要 不要 図示による
	1.13.6 空調用密閉形隔膜式膨張タンク	*附属品	鋼製はしご 要 不要 図示による
	1.13.7 オイルタンク	*形式	図示による ()
	1.13.9 ヘッダー	*ヘッダーに設けるもの	還水管の接続口 排水管の接続口 図示による
	14節 ダクト及びダクト附属品		
	1.14.1 一般事項	*排煙ダクト	※垂鉛鉄板製 鋼板製 図示による
	1.14.3 長方形ダクト	*ダクトの区分 *コーナーボルト工法ダクト *厨房用排気ダクトの板厚	・アングルフランジ工法ダクト ・コーナーボルト工法ダクト ・図示による ・共板フランジ工法 ・スライドオンフランジ工法 ・図示による ()mm 図示による
	1.14.6 チャンバー	*消音内貼	・施す ・施さない 図示による
	1.14.7 吹出口吸出口ボックス	*ボックス	※垂鉛鉄板製 ガラスウール製 図示による
1.14.8 排気フード	*フード囲い *取付けのクック等 *グリス除去装置	ダンパー類の点検口 設ける 図示による 黄銅製クック 黄銅製プラグ ステンレス製クック 図示による グリス除去装置 グリスエクストラクター グリスフィルター 図示による	
1.14.11 グリス除去装置			
15節 制気口及びダンパー			
1.15.3 吹出口	*シーリングディフューザー *床吹出口 *DDCからの制御信号による風量制御	オートコン上下機構付シーリングディフューザー 低温送風形シーリングディフューザー ケージングに送風機及びモーターダンパーを組込む場合 図示による 適用する 適用しない 適用する 適用しない 図示による 行 行わない 図示による	
1.15.14 変風量ユニット			
2章 施工			
1節 機器の据付け及び取付			
2.1.1 一般事項	*基礎 *機器 *改修時の基礎	標準基礎(大きさ 設計用震度 機械用基礎 基礎の増設及び補修 新設 増設 既設再使用 補修 図示による	
【改修】2.1.1 一般事項			
2.1.8 コージェネレーション装置	*排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ	()mm 図示による	
【改修】2.1.13 マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	*接続する既設配管の配管洗浄(2.1.13(3)(イ)の場合を除く)	・行う ・行わない 図示による	
2.1.18 送風機	*遠心送風機(床置形) *防振基礎の場合	基礎の形式 標準基礎 防振基礎 図示による 防振材 () 図示による 振動絶縁効率 ()%	
2.1.19 ポンプ	*ケーシングの水抜き穴 *防振基礎の場合	・設ける ・設けない 図示による 防振材 () 図示による 振動絶縁効率 ※60%以上 ()%	
2節 ダクトの取付け			
2.2.1 一般事項	*多湿箇所の排気ダクト	水抜き管 ・設ける ・設けない 図示による	
2.2.5 ダクト附属品	*風量測定口	取付け位置 ※図示による ()	
【改修】2.2.6 既設ダクトの再利用	*ダクト内清掃	・行う ・行わない 図示による	
【改修】2.2.7 ダクト清掃	*ダクト清掃の工法 *既存状態を調査・記録する場所及び箇所数 *吹出口、吸込口、ダンパー等の再取付け前の清掃 *ダクト内粉じん捕集方法 *清掃後のダクト内面状態の記録写真の記録場所及び箇所数 *作業中の仮設ダクト	() () 図示による 図示による () () 図示による 図示による 図示による 図示による 図示による	
【改修】4節 撤去			
【2.4.5】 既設ダクトの撤去	*撤去範囲	※図示による ()	
1章 機材			
1節 総則			
1.1.1 一般事項	*自動制御設備	システム構成及び機能 ※図示による ()	
2節 自動制御機器			
【改修】1.2.2 盤類の改造	*盤類の改造する場合の実施事項[1.2.2(1)(ア)~(イ)以外] *中央監視装置のソフトの追加、変更及び機能変更	() 有 () 無 図示による	
1.2.3 操作部	*電動弁 *電磁弁	弁の耐圧 閉閉状態の遠方表示用接点、端子等 弁の耐圧 ※1.0MPa () 設ける 設けない ※1.0MPa () 図示による 図示による	
3節 自動制御盤			
1.3.3 キャビネット	*屋内用キャビネット	※防錆処理を施した鋼板1.6mm以上 ステンレス鋼板1.2mm以上 図示による	
4節 中央監視制御装置			
1.4.1 一般事項	*システム構成及び機能	※図示による ()	
1.4.2 中央監視盤	*構成	システム構成 中央処理装置 補助記憶装置 表示装置 副表示装置 操作器 操作卓 伝送制御装置 電源装置 形式 ※図示による () 中央処理装置の監視制御機能 監視制御機能の構成、表示内容等 ※表4.1.3による 図示による () 図示による ()	
図面番号	安城消防署厨房等改修管工事		M-06
縮尺	機械設備工事特記仕様書 5/9		M-06
検図	製図	設計	

章	項目	特記事項	備考	
第4編	1.4.3 周辺装置	*補助記憶装置 形式 ※ 図示による ()	[表4.1.4]	
		*表示装置 ・デスクトップ型 ・壁掛形 ・簡易壁掛型 ・図示による ()		
		*副表示装置 表示点数 画面 ※ 図示による ()		
	1.4.4 端末装置	液晶ディスプレイとする場合 ・デスクトップ型 ・壁掛形 ・簡易壁掛型 ・図示による ()	[表4.1.5]	
		グラフィックパネルとする場合 形式 ・合成樹脂パネル ・鋼板パネル ・合成樹脂モザイクパネル ・図示による ()		
		*操作卓 寸法 ※ 図示による ()		
	5節 計装用機材	1.5.1 電気計装用機材	*合成樹脂製可とう電線管(PF管) ※単層管 () ・図示による ()	[表4.1.16]
		2章 施工	*硬質ビニル管及び附属品 ・適用する () ・図示による ()	
		4節 耐震	*耐震支持 水平震度及び鉛直震度 ※ 図示による ()	
		2.4.1 耐震	*横引き配管等の耐震支持 ※一般の施設 ・特定の施設 ・図示による ()	
【改修】7節 撤去		*垂直配管等の耐震支持 ※一般の施設 ・特定の施設 ・図示による ()		
【2.5.2】 既存設備の撤去	*電線管、配線等の撤去範囲 ※ 図示による ()			
第5編	1章 機材	1.1 衛生器具	【改修1章1節】	
		1.1.1 一般事項		
	5	1.1.2 衛生陶器及び附属品	*衛生陶器の附属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部の材質 ・ステンレス製 ・図示による ()	【改修1.1.2】
		*附属品	*附属水栓[自動水栓の場合] 電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 () ・図示による ()	
		*大便秘器用便座 ※温水洗浄便座 ・普通便座 () ・図示による ()		
	給排水衛生設備	1.1.3 衛生器具ユニット	*洗面器ユニット	【改修1.1.2】
		*洗面器の種類 ※ 図示による ()		
		*洗面器の種類 ※ 図示による ()		
		*洗面器の種類 ※ 図示による ()		
		*洗面器の種類 ※ 図示による ()		
1.1.4 浴室ユニット	*壁、天井、床の仕様 ※ 図示による ()	【改修1.1.2】		
*水栓 給水・給湯管の要否 ※ 図示による ()				
*浴槽 大きさ ※ 図示による ()				
*浴槽ふた ・要 () ・不要 ()				
*照明の種類 ※ 図示による ()				
1.1.5 複合浴室ユニット	*壁、天井、床の仕様 ※ 図示による ()	【改修1.1.2】		
*水栓 給水・給湯管の要否 ※ 図示による ()				
*浴槽 大きさ ※ 図示による ()				
*衛生陶器 種別及び仕様 ※ 図示による ()				
*照明の種類 ※ 図示による ()				
1.1.7 自動水栓	*電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 () ・図示による ()	【改修1.1.2】		
*手動スイッチ ・有 () ・無 ()				
*操作方式 ・電気開閉式 (・センサー式 ・タッチスイッチ式) ・手動式 () ・図示による ()				
*大きさ () ※ 図示による ()				
*型式 ・手洗器一体型 ・手洗器分離型 () ・図示による ()				
1.1.11 水石けん入れ	*自動供給式 ・適用する () ・適用しない ()	【改修1.1.2】		
*温水洗浄機能 洗浄用水加温方式 ・貯湯方式 ・瞬間方式 ・図示による ()				
*付加機能 ・温風乾燥機能 ・擬音装置 ・リモコン(電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電) ・図示による ()				
2節 ポンプ	1.2.1 揚水用ポンプ(横形)		【改修1.2.2】	
1.2.2 揚水用ポンプ(立形)				
1.2.3 小形給水ポンプユニット				

章	項目	特記事項	備考
第5編	1.2.4 水道用直結加圧形ポンプユニット	*運転方式 () ※ 図示による ()	[表2.1.6]
		*24時間強制ローテーション機能 ・有 () ・無 () ・図示による ()	
		*高調波対策 ※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる () ・図示による ()	
	1.2.5 深井戸用水中モーターポンプ	*附属品 フート弁呼び径 () ※ 図示による ()	[表2.1.6]
		*接液部の材質 ※主要成分に鉛を含まないもの ・鉛除去表面処理されたもの ・図示による ()	
		*高調波対策 ※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる () ・図示による ()	
	1.2.7 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ	*逆流防止装置 設置位置 ※ 吸込側 () ・図示による ()	[表2.1.6]
		*ケーシングの材質 ※第3編1.12.1(3)(ア)による () ・第3編1.12.1(3)(イ)による () ・図示による ()	
		*附属品 揚水管の材質 () ・図示による ()	
	1.2.8 消火ポンプユニット	*羽根車の材質 () ・図示による ()	[表2.1.6]
*制御ケーブルの長さ () ・図示による ()			
*水中ケーブルの長さ () ・図示による ()			
3節 温水発生機等	1.3.1 真空式温水発生機	[表2.1.6]	
	1.3.2 無圧式温水発生機		
	1.3.3 木質バイオマスボイラー(真空式温水発生機)		
	1.3.4 木質バイオマスボイラー(無圧式温水発生機)		
	1.3.5 コージェネレーション装置		
給排水衛生設備	1.3.7 潜熱回収型給湯器	*貯湯タンク容量 () ※ 300L以上 () ・図示による ()	[表2.1.6]
		*補助熱源機(潜熱回収型給湯器)熱効率 ※90%以上(基準総発熱量) () ・図示による ()	
		*温水熱交換器 鋼製はしご () ・要 () ・不要 () ・図示による ()	
	1.3.8 貯湯式電気温水器	*給湯の熱効率 ※90%以上(基準総発熱量) () ・図示による ()	[表2.1.6]
		*容量調節装置の燃焼制御方式 () ・図示による ()	
		*制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による () ・図示による ()	
	1.3.9 ヒートポンプ給湯機	*制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による () ・図示による ()	[表2.1.6]
		*貯湯タンク容量 () ・図示による ()	
		*頂部の形状(外気に開放の場合) () ・図示による ()	
	1.3.10 排気筒	*形式 ・平板形 ・真空ガラス管形 () ・図示による ()	[表2.1.6]
*ケーシングの材質 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図示による ()			
*補助熱源 ・組込む () ・組込まない () ・図示による ()			
1.3.11 太陽熱集熱器	*ケーシングの材質 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図示による ()	[表2.1.6]	
	*補助熱源 ・組込む () ・組込まない () ・図示による ()		
	*ケーシングの材質 ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図示による ()		
4節 タンク	1.4.1 一般事項	[表2.1.6]	
	*設計用水平震度 ※ 図示による ()		
	*設計用鉛直震度 ※設計用水平震度の1/2の値 () ・図示による ()		
	*鋼板製タンクの塗装 塗料種別		
	*鋼板製タンクの塗装 塗料種別		
1.4.2 タンク	*FRP製一体型パネルタンク 給水栓用配管の接続口 ・設ける () ・設けない () ・図示による ()	[表2.1.6]	
	*FRP製パネルタンク ※ 複合板形パネルタンク ・単板形パネルタンク () ・図示による ()		
	*電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル () ・図示による ()		
	*鋼板製一体型タンク 乾燥方法 ※加熱硬化 () ・図示による ()		
	*鋼板製一体型タンク 給水栓用配管の接続口 ・設ける () ・設けない () ・図示による ()		
1.4.3 貯湯タンク	*ステンレス鋼板製パネルタンク[溶接組立形タンク外部の保温 実施 () ・実施しない () ・図示による ()	[表2.1.6]	
	*電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル () ・図示による ()		
	*給水栓用配管の接続口 ・設ける () ・設けない () ・図示による ()		
	*附属品のはしご ・安全ガード付きとする () ・図示による ()		
	*ステンレス鋼板製パネルタンク[ホルト組立形タンク外部の保温 実施 () ・実施しない () ・図示による ()		
1.4.4 給湯用膨張・補給水タンク	*電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル () ・図示による ()	[表2.1.6]	
	*給水栓用配管の接続口 ・設ける () ・設けない () ・図示による ()		
	*附属品のはしご ・安全ガード付きとする () ・図示による ()		
	*本体の材質 ・鋼板(エポキシ樹脂ライニング) ・SUS304 () ・図示による ()		
	*附属品 鋼製はしご () ・要 () ・不要 () ・図示による ()		
1.4.5 給湯用密閉形 隔膜式膨張タンク	*乾燥方法 ※加熱硬化 () ・図示による ()	[表2.1.6]	
	*附属品 溶解栓 () ・要 () ・不要 () ・図示による ()		
	*第3編1.13.5による場合 本体の材質 ・鋼板(エポキシ樹脂ライニング) ・SUS304 () ・図示による ()		
	*附属品 鋼製はしご () ・要 () ・不要 () ・図示による ()		
	*第5編1.4.2.5による場合 タンク外部の保温 ・実施 () ・実施しない () ・図示による ()		
5節 消火機器	1.5.2 屋内消火栓	[改修1章2節]	
	1.5.3 連結送水管		
	*送水口 ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 () ・図示による ()		
	*放水口 呼称 ・65 ・50 () ・図示による ()		
	*放水用器具格納箱 材質 ※ 鋼板(厚さ1.6mm以上) ・ステンレス鋼板(厚さ1.5mm以上) ・図示による ()		

検	製	設	安城消防署厨房等改修管工事	図面番号
			機械設備工事特記仕様書 6/9	M-07

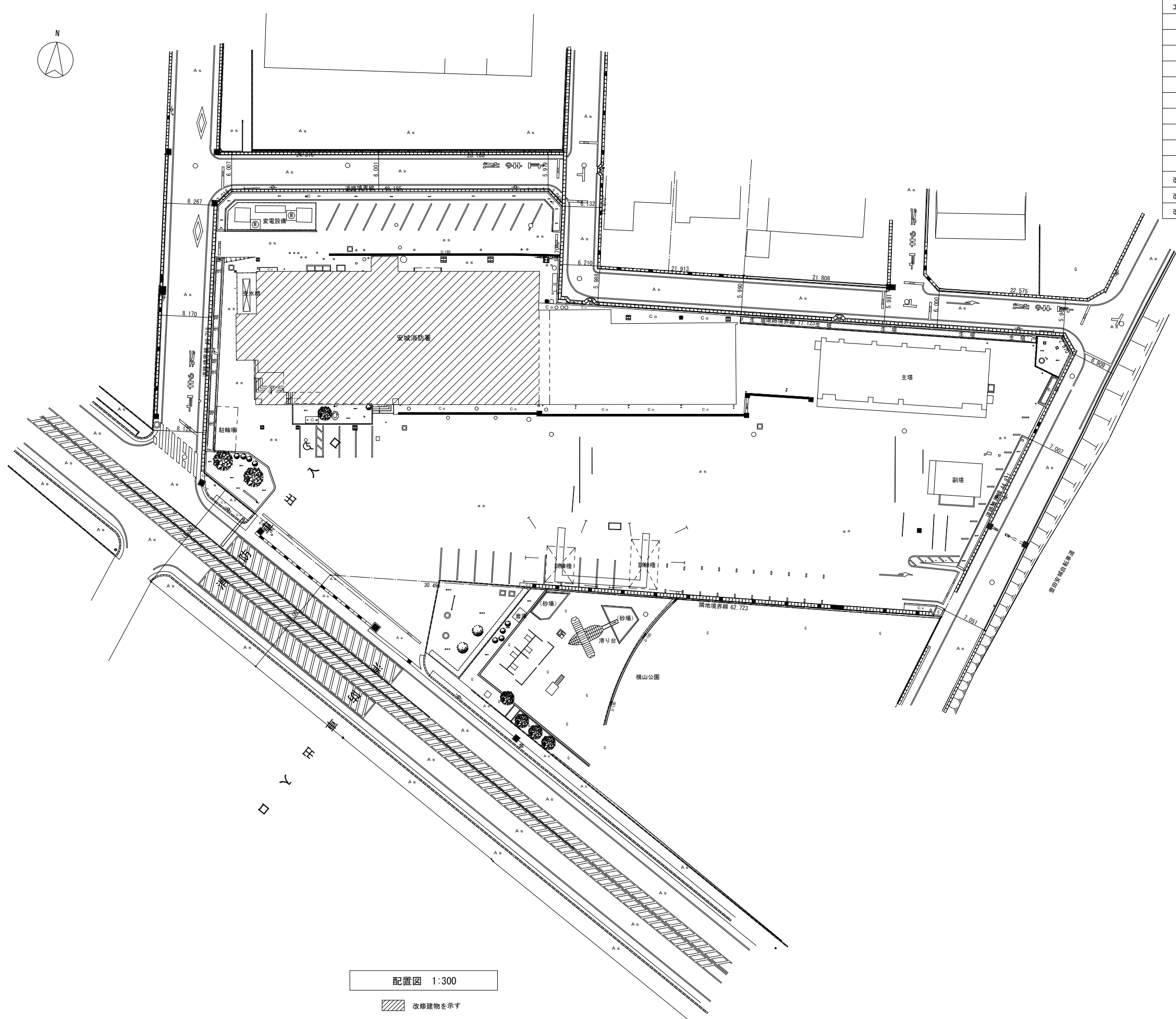
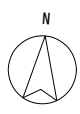
章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
第5編	1.5.4 屋外消火栓	*屋外消火栓開閉弁 材質[地上式] ・ 鑄鉄製(要部青銅製) ・ ステンレス鑄物製 ・ 図示による *屋外消火栓箱 材質 ※ 鋼板(厚さ1.6mm以上) ・ ステンレス鋼板(厚さ1.5mm以上) ・ 図示による 鋼板の内面及び露出面の塗装 ※ 粉体塗装 ・ メラミン樹脂焼付 ・ 図示による 屋根の形状 ※ 自立形片流れ屋根付き ・ () ・ 図示による		第6編	3.1.3 充填容器その他	*ガス漏れ警報器 外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による	
	1.5.5 スプリンクラー	*閉鎖型スプリンクラーヘッド 種別 ・ () ・ 図示による *スプリンクラー用送水口 ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のステンレス製 ・ 図示による 型式 ・ 壁埋込型 ・ スタンド型 ・ 図示による	[表5.1.5]		3.1.4 配管用雑材料	*スリーブの仕様 ※ 第2編 2.2.27(2)による ・ () ・ 図示による	
	1.5.8 泡消火	*泡消火薬剤 ※ 水成膜泡消火薬剤 ・ 合成界面活性剤泡消火薬剤 ・ 図示による *感知用ヘッド 形式 ・ 図示による ・ ()			2節 施工		
	1.5.10 連結散水	*散水ヘッド 形式 ・ 開放型散水ヘッド ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッド ・ 図示による *送水口 ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のステンレス製 ・ 図示による 型式 ・ 壁埋込型 ・ スタンド型 ・ 図示による 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの ※ 単口形 ・ () ・ 図示による			3.2.2 管の接合	*鋼管の接合溶接部の非破壊検査 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による *検査の種類及び抜取率 ・ 図示による ・ ()	[改修3.2.2]
	6節 厨房機器				3.2.3 配管	*地中埋設標の設置箇所 ※ 図示による ・ ()	[改修3.2.3]
	1.6.1 一般事項	*熱調理器で固定金具等で床等に固定するもの ・ 図示による ・ () *安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材 ・ () ・ 図示による	[表5.1.7]		3.2.4 塗装	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5516 1種 ・ () ・ 図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492 ・ () ・ 図示による	[改修3.2.4]
	1.6.4 板金製品	*流しの下部 ※ すのこ ・ 戸棚 ・ 図示による *流しトラップ ※ 合成樹脂製 ・ () ・ 図示による *作業台(調理台、脇台、盛付台等)の下部 ※ すのこ ・ 引出し ・ 戸棚 ・ 図示による *棚 段数 ・ () ・ 図示による			【改修】3節 撤去		
	1.6.5 熱調理器	*ガステーブルレンジ 丸五徳型の甲板 ※ 鑄鉄製厚さ10mm以上 ※ ステンレス鋼板製厚さ2.0mm以上 ・ ステンレス鋼板製厚さ1.2mm以上 ・ 図示による *すのこ ・ 設ける(・ ステンレス鋼板製 ・ ステンレス鋼管製) ・ 設けない ・ 図示による *電気テーブルレンジ すのこ ・ 設ける(・ ステンレス鋼板製 ・ ステンレス鋼管製) ・ 設けない ・ 図示による *揚物器(フライ) 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による *立体炊飯器 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による *焼物器 形式 ・ オープン形 ・ 開放形 ・ 図示による 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による *煮炊釜 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による *食器洗浄機 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による			【2.3.2】 既存設備の撤去	*既設配管等の撤去範囲 ※ 図示による ・ ()	
	1.6.6 食器洗浄機				1章 一般事項		
	7節 排水金具				2節 事前調査	*事前調査 揚水井 ・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地表探査 ・ 周辺環境調査 地中熱交換井 ・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地質情報の収集、整理 ・ 代表井による熱交換効率の把握(方法:) ・ 周辺環境調査	[改修1.1.1]
1.7.6 排水金物	*排水共栓 ・ ステンレス製 ・ 黄銅製 ・ () ・ 図示による		2章 揚水井設備				
1.7.7 通気金具	*通気金具 防錆処理[見掛かり部がねずみ鑄鉄製の場合] ※ 溶融亜鉛めっき ・ () ・ 図示による		1節 機材及び施工				
1.7.8 グリース阻集器	*本体材質 ※ ステンレス鋼板製 ・ 強化プラスチック製(FRP) ・ 図示による		2.1.1 掘さく	*工法 ・ パーカッション式 ・ ローターリー式 ・ ダウンザホールハンマ式 ・ 回転振動式 ・ 図示による *孔口保護管の深度 ・ () ・ 図示による *ケーシング挿入の安全確認 ・ 行う(・ 傾斜測定 ・ ガイド管の降下試験) ・ 行わない *測定方法 ※ 連続測定 ・ スポット測定(深度1mごと) *管材 ・ 配管用ステンレス鋼管(JIS G 3459) ・ 配管用炭素鋼管(JIS G 3452)の黒管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(JIS K 6741) ・ 図示による *底部 ※ 鋼板を溶接し閉そく ・ 図示による ・ ()			
9節 雨水利用機器			3章 地中熱交換井設備				
1.9.1 雨水電動遮断弁	*遮断弁の種類 ・ ナイフ仕切弁 ・ 偏心式プラグ弁 ・ バタフライ弁 ・ 図示による *遮断弁の開閉状態の遠方表示用接続点、端子等 ・ 設けない ・ 図示による		1節 機材及び施工				
1.9.2 網かご形スクリーン(床置形)	*本体の目幅 有効間隔 ※ 5mm ・ () mm ・ 図示による		3.1.1 掘さく	*工法 ・ 回転振動式 ・ ローターリー式 ・ ダウンザホールハンマ式 ・ ローターリーパーカッション式 ・ 図示による			
1.9.3 移送ポンプ	*ケーシングの材質 ・ () ・ 1.2.7(3)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による *羽根車の材質 ・ () ・ 1.2.7(4)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による *水中形三相誘導電動機 ・ 油封式 ・ 乾式 ・ 図示による *着脱装置 ・ () ・ 図示による *付属品 ストレーナー ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 水中ケーブル長さ ・ () ・ 図示による		1章 一般事項				
1.9.4 薬液注入装置	*仕様 ※ 図示による ・ ()		1節 総則				
2章 施工			1.1.1 一般事項	*処理種別 ・ 小規模合併処理 ・ 合併処理 ・ 図示による 方式 ・ () ・ 図示による 型式 ・ ユニット型 ・ 現場施工型 ・ 図示による *現場施工型 送風機室 ・ 図示による ・ () ・ 無 防護さく ・ 図示による ・ () ・ 無 コンクリート躯体工事 ・ 図示による ・ () ・ 無 *ユニット型 ・ 土工事 ・ 地業工事 ・ コンクリート工事 ・ 左官工事 ・ 図示による	[改修1.1.1]		
2節 給排水衛生機器			1.1.2 施工範囲	*ユニット型 ・ 土工事 ・ 地業工事 ・ コンクリート工事 ・ 左官工事 ・ 図示による	[表8.1.1]		
2.2.1 一般事項	*基礎 ・ 標準基礎(大きさ ※ 図示による ・ ()) ・ 防振基礎 ・ 図示による *機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(4)(ア)(イ)による ・ () ・ 図示による *改修時の基礎 機械用基礎 ・ 新設 ・ 既設再使用 ・ 図示による 基礎の増設及び補修 ・ 増設 ・ 補修 ・ 図示による 屋上や機械室等で基礎の解体・増設及び補修に伴う防水層の補修 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による	[改修2.2.1]	2章 現場施工型浄化槽				
【改修】2.1.1 一般事項			1節 機材				
2.2.2 ポンプ	*揚水用ポンプ(横形)及び小形給水ポンプユニット 防振材 ・ 図示による ・ () 振動絶縁効率 ※ 80%以上 ・ ()	[改修2.2.2]	2.1.3 汚水、汚物ポンプ	*ケーシングの材質 ・ () ・ 第5編 1.2.7(3)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による *羽根車の材質 ・ () ・ 第5編 1.2.7(4)の金属製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による *水中形三相誘導電動機 ・ 油封式 ・ 乾式 *汚物用水中モーターポンプ 電動機の極数 ・ 4極 ・ 6極 *着脱装置 ・ () ・ 図示による *付属品 水中ケーブル長さ ・ () ・ 図示による *エアリフトポンプ 計量機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 調整機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による *間欠ばっ気運転 ・ () ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による *換気用送風機 ・ 遠心送風機 ・ 軸流送風機 ・ 斜流送風機 ケーシング下部の水抜き穴 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による インパクター制御装置を含む場合の高調波対策 ※ 第2編 1.2.2(5)(キ)のいずれかによる ・ () ・ 図示による *壁掛式有圧換気扇(フード付) ・ 天井式有圧換気扇 ・ 図示による *送風機の据付け 基礎 ・ 標準基礎(大きさ ※ 図示による ・ ()) ・ 防振基礎 機器 設計用震度 ※ 第3編 2.1.1(5)(ア)(イ)による ・ () 遠心送風機(床置形) 基礎の形式 ※ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 図示による 防振基礎の場合 防振材 ・ () ・ 図示による 振動絶縁効率 ・ ()% ・ 図示による ケーシングの水抜き穴 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による			
2.2.3 温水発生機等	*コーンレーション装置 排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ ・ () mm ・ 図示による *ガス湯沸器、潜熱回収型給湯器、貯湯式電気温水器、ヒートポンプ給湯機 基礎の形式 ・ 標準基礎(大きさ ※ 図示による ・ ()) ・ 防振基礎 機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(4)(ア)(イ)による ・ () ・ 図示による	[改修2.2.3]	2.1.4 エアリフトポンプ				
2.2.4 タンク	*FRP製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンク 基礎の形式 ・ 標準基礎(大きさ ※ 図示による ・ ()) ・ 防振基礎 機器の固定 設計用震度 ※ 2.2.1(4)(ア)(イ)による ・ () ・ 図示による	[改修2.2.4]	2.1.5 送風機				
2.2.6 厨房機器	*床又は壁に固定する機器 ・ 図示による ・ ()	[改修2.2.6]	2.1.6 制御盤				
1章 一般事項			2.1.11 消泡装置	*一括故障表示用無電圧接点及び端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *形式 ・ スズ式 ・ 消泡剤式 ・ 図示による			
1節 総則			2.1.14 消毒装置	*消毒装置 固定塩素剤消毒装置 ・ 次亜塩素酸ソーダ消毒装置 ・ () ・ 図示による			
1.1.1 一般事項	*都市ガス設備 都市ガス供給会社による責任施工とする。但し検査結果報告書等の提出を行うものとする。 *液化石油ガス設備 施工は、液化石油ガス設備士が行うものとする。	[改修1.1.1]	2.1.27 マンホール	*マンホールの施錠 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *合成樹脂製等マンホール ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による			
2章 都市ガス設備			2.1.30 配管	*管材 ・ 図示による ・ () *弁類 ・ 図示による ・ ()	[表8.2.1]		
1節 機材			2章 2節 施工		[表8.2.2]		
2.1.1 管及び継手	*管材 ※ 図示による ・ ()		2.2.1 施工	*土工事 土留等 ・ 行う(詳細は図示による) ・ 行わない ・ 図示による			
2.1.3 ガス漏れ警報器	*外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による		3章 2節 施工				
2.1.4 ガス漏れ警報設備	*検知器 外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による		3.2.1 施工	*基礎等の厚さ ※ 表8.3.1による ・ () ・ 図示による			
2.1.7 ガスメーター	*計量方式 ・ 実測式 ・ パルス式 ・ 図示による		第9編				
2.1.8 配管用雑材料	*スリーブの仕様 ※ 第2編 2.2.27(2)による ・ () ・ 図示による		1章 一般事項				
2節 施工			1節 総則				
2.2.3 配管	*地中埋設標の設置箇所 ※ 図示による ・ () *吊り及び支持 屋上の配管の施工要領の適用箇所 ※ 図示による ・ () 外壁の配管の施工要領 ※ 配管の荷重を支持できる支持金物等を用いる ※ 図示による ・ () 2.6.2.2(2)の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所、分類、支持間隔 ・ 図示による ・ ()	[改修2.2.3]	1.1.1 一般事項	*回生電力備蓄システム ・ 使用する ・ 図示による	[改修1.1.1]		
2.2.4 塗装	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5516 1種 ・ () ・ 図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492 ・ () ・ 図示による	[改修2.2.4]	【改修】2節 仮設工事等				
3章 液化石油ガス設備			【改修】1.2.1 一般事項	*同一昇降路内の隣接するEVの運転 ・ 行う(対策:) ・ 行わない			
1節 機材			【改修】3節 撤去工事				
3.1.1 管及び継手	*管材 ※ 図示による ・ ()	[改修3.1.1]	【1.3.2】 既設機器の撤去	*既設機器等の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※ 監督職員と協議 ・ 図示による *撤出方法 ・ () ・ 図示による			
			【表6.3.1】				
			検図	製図	設計		
					安城消防署厨房等改修管工事	図面番号	
					機械設備工事特記仕様書 7/9	M-08	
					縮尺		

章	項目	特記事項	備考
第9編	3章 一般エレベーター 4章 非常用エレベーター 1節 一般事項 3.1.1 (4.1.1) 一般事項	*ロープ式エレベーター構造 ・機械室あり ・機械室なし ・図示による	
	2章 普及型エレベーター 3章 一般エレベーター 4章 非常用エレベーター 2節 機材及び施工 2.2.1(3.2.1) 駆動装置等 (4.1.1)	*電源盤及び制御盤 機械室なしの場合の設置場所 ・昇降路内 ・乗場 ※図示による 高調波対策 ※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる ・図示による 動力計測用電力量計 ・設ける ・設けない ※図示による 制御装置の機能 ・図示による ・()	【改修2.1.1】 【改修3.2.1】 【改修3.2.1】 【改修3.2.2】
	2.2.2(3.2.2) かご (4.1.1)	*かご床 かご床の材質(乗用、寝台用及び人荷共用) ・図示による ・() ※厚さ 3.0mm 以上のゴムタイル製又は厚さ 2.0mm 以上の合成樹脂系タイル張り 敷居の材質(乗用、寝台用及び人荷共用) ・図示による ・() ※アルミニウム材製又はステンレス鋼材(SUS430 以上)製 *かご室 (3.2.2)(4.1.1)側板の材質 ※3.2.2.3(1)による ・() ・図示による かご室内設備 ・各階案内表示板 ・館内放送用スピーカー ・着脱式壁保護材 ・図示による 付加仕様 ・かご専用操作盤 ・かご内手すり ・かご内鏡 ・かご専用インジケータ ・キックプレート(設置場所: ※かご内側面及び背面) ・かご内正面の壁) ・視覚障害者用装置(点字銘板、自動放送装置) ・図示による (3.2.2)(4.1.1) かご内手すりの材質 ※製造者の標準仕様とする ・図示による ・()	
	2.2.3(3.2.3) 乗場 (4.1.1)	*かごの戸 材質 ・() ・図示による *(3.2.2)(4.1.1)かご操作盤 行先階ボタンの登録済呼び取消し機能 ・要 ・不要 ・図示による *三方枠 材質 ・() ・図示による *乗場の戸 材質 ・() ・図示による *乗場ボタン 専用乗場ボタン(付加仕様) ・設ける ・設けない ・図示による *インジケータ ホールランタン ・設ける ・設けない ・図示による 昇降方向音声装置 ・設ける ・設けない ・図示による	【改修3.2.2】
	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1)	*非常着床用出入口 仕様 ・図示による ・() *機械室あり 非常止め装置(釣合おもり側) ・設置する ・設置しない ・図示による *機械室なし 非常止め装置(釣合おもり側) ・設置する ・設置しない ・図示による	【改修3.2.4】 【改修3.2.4】
	2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	*耐震クラスの種類 ・耐震クラスS ₁₄ ・耐震クラスA ₁₄ ・図示による [時刻歴応答解析の場合]各階の床応答加速度 ・用いる ・用いない 各階層間変形角 ・用いる ・用いない 建築物の一次固有周期 ・用いる ・用いない	【改修3.2.5】
	2.2.7(3.2.7) 管制運転等 (4.1.1)	*地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造/制震構造の建築物 ・() ・図示による 急行ゾーンの無いエレベーターに自動診断復旧運転等のためS波[高]を設ける場合 ・設ける ・設けない ・図示による	【改修2.2.6】
	2.2.8(3.2.8) エレベーター監視盤 (4.1.1)	*適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転(自家発時) ・停電時救出運転 ・浸水時管制運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による	【改修3.2.4】
	2.2.9(3.2.9) エレベーター警報盤 (4.1.1)	*エレベーター監視盤の構成 ※図示による 監視装置の形式 ・自立形 ・壁掛形 ・デスクトップ形 ・図示による *監視装置 表示部(非常用EV以外) ・LEDによる表示 ・液晶ディスプレイ ・図示による 操作キースイッチ ・設ける ・設けない ・図示による	
	2.2.10(4.1.1) 塗装 3.2.11(4.1.1) 電気配線	*塗装標準 表面仕上げの塗装程度、表面平面度の種別 ・1種 ・2種 ・3種 ・図示による [表9.3.3] *保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・設ける ・設けない ・図示による	【改修3.2.4】 【改修3.2.4】
【改修】2章 普及型エレベーター 【1節】一般事項 【2.1.2】巻上機 【改修】3章 一般油圧EV 【2節】機材及び施工 【3.2.6】試験	*巻上機 ・歯車なし巻上機 ・歯車付き巻上機 ・図示による *非常用発電時管制運転の試験 ・自家発電設備からの給電を受け行う ※自家発電設備からの模擬信号にて行う		
5章 小荷物専用昇降機 2節 機材及び施工 5.2.5 電気配線及び附属品	*電気配線 保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・設ける ・設けない ・図示による		
6章 エスカレーター 2節 機材及び施工 6.2.4 欄干 6.2.6 運転操作スイッチ 6.2.7 制御盤及び運転操作方式	*内側板 材質 ・ステンレス鋼板 ・透明強化ガラス ・図示による *取付け箇所数 ※6.2.6(1)(ア)~(キ)による ・() ・図示による *運転操作方式 自動運転機能 ・設ける ・設けない ・図示による		
10 機械式駐車設備 2章 二段方式機械式駐車装置 2節 機材及び施工 2.2.4 運転操作盤 2.2.6 安全装置 2.2.8 塗装及び防錆	*運転操作盤 ※号機ごとにつき一面設ける ・() ・図示による 号機選択スイッチ ・要 ・不要 *安全操作盤以外の非常停止装置 ・設ける ・設けない ・図示による *構造体及び搬器の防錆 ・塗装 ・溶融亜鉛めっきによる防錆 ・図示による		
11 医療ガス設備工事 2章 医療ガス設備工事 1節 機材 2.1.1 医療ガス供給装置	*定置式超低温液化ガス供給装置 設置数 ※1 ・2 ・() ・図示による 警報装置 ※接点付き液面計 ・() ・図示による *可搬式超低温液化ガス供給装置(LGC) 切換器 ・手動式 ・自動切換え式 ・図示による *マニフォールド ポンベ転倒防止用鎖 ※2.1.1.3(6)(ウ)(b)③による ・() ・図示による *圧縮空気供給装置 エアドライヤ 除湿方式 ・() ・図示による 制御盤の構造 ※2.1.1.5(16)による ・() ・図示による *吸引供給装置 方式 ※吸引ポンプを用いる ・() ・図示による 制御盤 ※2.1.1.5(16)による ・() ・図示による *麻酔ガス排除供給装置 余剰麻酔ガス処理装置 ・付加する ・付加しない ・図示による		

章	項目	特記事項	備考																																																													
第11編	2.1.2 アウトレット、区域別遮断弁、遠隔警報器	*アウトレット その他の機器 ・() ・図示による *区域別遮断弁 壁以外に取付ける場合 ・() ・図示による 緊急導入口付とする場合 ・() ・図示による																																																														
	11 2.1.4 機材の検査に伴う試験	*試験を行うことを指定する機材 ・() ・図示による																																																														
	2節 施工 2.2.1 機器の据付け及び取付	*基礎 ・標準基礎(大きさ ※図示による ・()) ・防振基礎 *機器 設計用震度 ※第3編 2.1.1(5)(ア)(イ)による ・() *防振基礎の場合 防振材 ・() 振動絶縁効率 ※80%以上 ・()% ・図示による *壁取付式アウトレット 取付高さ ・() ・図示による *天井吊下式アウトレット ソケットアセンブリの吊下げ位置 ・() ・図示による *天井リール式アウトレット ソケットアセンブリの吊下げ位置 ・() ・図示による																																																														
	2.2.2 配管の施工	*空気及び吸引配管の保護方法 ・() ・図示による *銅管 配管の接合 2.2.2.2(4)以外を使用する場合 ・() ・図示による																																																														
	3節 既存配管設備の変更 2.3.1 一般事項	*既存の撤去を行う場合の切り離し部の措置 ※プラグ止め ・() ・図示による *2.4.2(ア)~(カ)までの試験のうち、簡略化するもの ・() ・図示による *仮設供給の方法 ・() ・図示による																																																														
	4節 検査・試験 2.4.2 検査・試験の順序 2.4.3 検査・試験の時期と内容	*検査・試験の項目と順序 ※2.4.2による ・() ・図示による *アウトレット 判別不可能な場合のガス別同定の検査方法 ・() ・図示による *圧縮空気供給装置の清浄度試験 判定基準 寒冷地等の治療用空気の露点温度 ・() ・図示による																																																														
	その他	*本仕様書、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたもの以外は「官庁施設の総合耐震計画基準解説」による。 *局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> (注)()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 *局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> *重要機器 水槽類にはオイルタンク等を含む。 <table border="1"> <tr> <td>受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器</td> <td>危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器</td> <td>火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等</td> </tr> </table> 上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 *一般機器 重要機器以外のもの	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等	本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。
	設置場所	耐震安全性の分類																																																														
		※ 特定の施設		一般の施設																																																												
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																											
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																												
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																												
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																												
設置場所	耐震安全性の分類																																																															
	※ 特定の施設		一般の施設																																																													
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																												
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																												
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等																																																														
2.1.1 医療ガス供給装置	*東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </table> ただし、第三者による品質証明書提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																																																					
試験名	計測項目																																																															
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																																															
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																																															
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																																															
製品検査	外観、寸法、性能																																																															
検図	製図	設計	図面番号																																																													
			安城消防署厨房等改修管工事																																																													
			機械設備工事特記仕様書 8/9 縮尺																																																													
			M-09																																																													

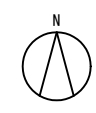
章	項目	特記事項	備考
そ の 他 事 項	*特定建設資材の再資源化等	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引-関連様式]から入手可	
	*別表1 建築物に係る解体工事	*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	
	*別表3 建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	
	(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。		
	南海トラフ地震防災対策推進地域における対応	1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第20条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第20条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。	

章	項目	特記事項	備考
機械設備工事指定資材			
	分類	指定資材	適用範囲
	ポイラー	鋼製簡易ポイラー及び簡易貫流ポイラー 鋳鉄製ポイラー及び鋳鉄製簡易ポイラー 鋼製小型ポイラー及び小型貫流ポイラー 鋼製ポイラー	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品
	手可温水発生機	真空式温水発生機 無圧式温水発生機	評価名簿登載品 評価名簿登載品
	冷凍機	チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット 吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品
	冷却塔	遠心冷却塔	評価名簿登載品
	空気調和機	ユニット形空気調和機 ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機 マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 圧縮機用電動機の出力7.5kw以上 冷房能力28kwを超えるもの(マルチ形を除く)
	空気清浄装置	エアフィルター(パネル形・折込み形) 自動巻取形エアフィルター 電気集じん器	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品
	全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形) 全熱交換ユニット	評価名簿登載品 評価名簿登載品
	送風機類	遠心送風機(多翼形送風機) 斜流送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品
	ポンプ類	横形遠心ポンプ 水中モーターポンプ 立形遠心ポンプ	(汚水用・雑排水用・汚物用) 評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品
	ダクト附属品	吹出口・吸込口 風量ユニット(定風量・変風量)	評価名簿登載品 評価名簿登載品
	自動制御	自動制御システム	評価名簿登載システム
	衛生器具ユニット	衛生器具ユニット FRP製パネルタンク	JISマーク表示品または評価名簿登載品 評価名簿登載品
	タンク	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用) ステンレス鋼板性ハネルタンク(溶接組立形) ステンレス鋼板性ハネルタンク(ホル組立形)	評価名簿登載品 評価名簿登載品 評価名簿登載品
	消火装置	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 泡消火システム ハロゲン化物消火システム	評価名簿登載システム 評価名簿登載システム 評価名簿登載システム 評価名簿登載システム
	厨房機器	厨房システム	評価名簿登載システム
	鋳鉄製ふた	マンホールふた・弁扱ふた	評価名簿登載品
注)本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登載品、評価名簿登載システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。			
		安城消防署厨房等改修管工事	図面番号
		機械設備工事特記仕様書 9/9	M-10
	検図	製図	設計



配置図 1:300
 改修建物を示す

工事概要	
工事名称	安城消防署厨房等改修管工事
建築場所	愛知県安城市横山町浜畔上111
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積	2,008.44㎡ 消防庁舎1棟
竣工年	昭和55年
工事内容	
機械設備	衛生設備改修、給湯設備改修、配管設備改修、換気設備改修
建築	内装仕上改修
電気設備	照明設備改修、動力設備改修、コンセント設備改修
改修部分(1階)	車庫
改修部分(2階)	浴室、厨房、洗面所、脱衣室
改修部分(3階)	なし



Memo

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project. 安城消防署厨房等改修管工事
 配置図・工事概要
 Scale. A1:1/300 A3:1/600

Date. 2023.02
 Section No. 機械 M-11
 1級建築士登録第247809号 道 洞 聡

換気機器一覧表 (既設)

記号	名称	機器仕様	電源		台数	設置場所 室名	備考
			φ・V	KW			
V-N8	天井扇 (既存のまま)	型式: 天井扇(低騒音型) 能力: 150Φx220m3/hx76Pa 付属品: SUS製VC150Φ(深型・カ`ラリ付・低圧換)	1-100	46 (W)	1	2階浴室	
F-1	排風機 (撤去)	型式: 片吸込みシロッコファン(天井) 能力: #2x3,000m3/hx20mmAq	3-200	0.75	1	2階厨房	
F-2	送風機 (撤去)	型式: 斜流送風機(天井吊) 能力: 370Φx2,500m3/hx13mmAq	3-200	0.3	1	2階厨房	

換気機器一覧表 (新設)

記号	名称	機器仕様	電源		台数	設置場所 室名	備考
			φ・V	KW			
V-N2	天井扇	型式: 天井扇(低騒音型) 能力: 100Φx80m3/hx70Pa 付属品: SUS製VC100Φ(深型・ガラリ付・低圧換・指定色仕上)	1-100	15.5 (W)	1	2階洗面所	
V-N9	天井扇	型式: 天井扇(浴室用) 能力: 100Φx90m3/hx70Pa 付属品: SUS製VC100Φ(深型・ガラリ付・低圧換・指定色仕上)	1-100	15.5 (W)	1	2階脱衣室	
F-N1	排風機	型式: 片吸込みシロッコファン(天井吊型) 能力: 1500m3/h x 350Pa x 0.75kW-4P	3-200	0.75	1	2階厨房	
F-N2	送風機	型式: 斜流送風機(天井吊型) 能力: 1500m3/h x 280Pa x 0.30kW-4P	3-200	0.3	1	2階厨房	

火気使用室換気計算書 (2階厨房): 既設換気設備法定チェック

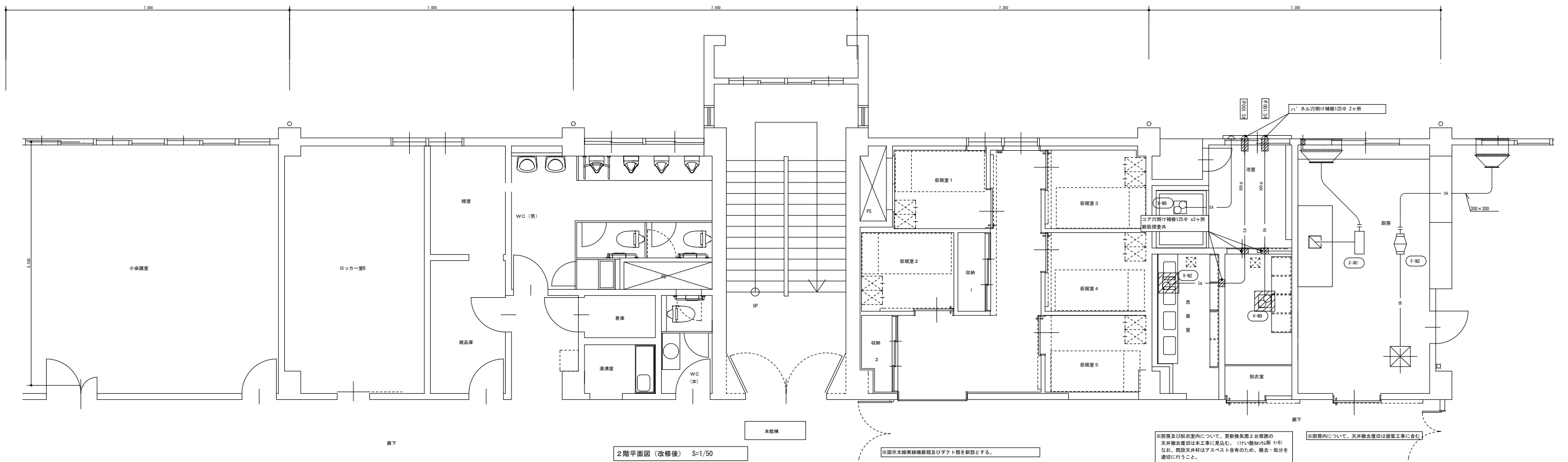
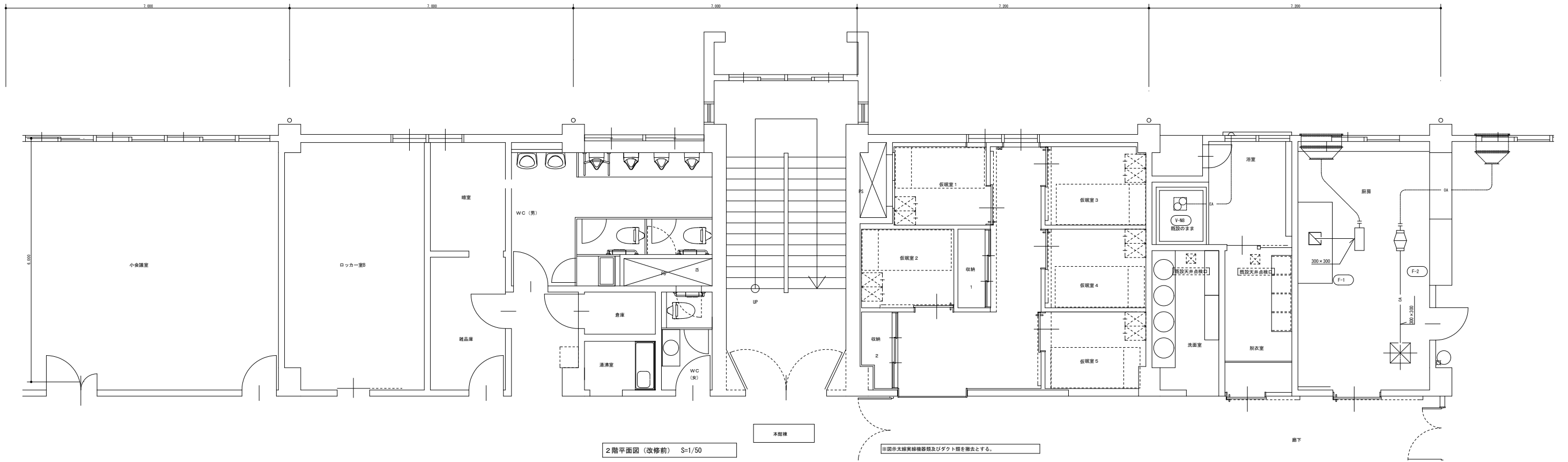
与条件		法定換気量チェック																					
厨房天井高さ		2.700																					
フード仕様				排気機器				給気機器・器具		火気使用に基づく換気量計算													
排気器具	フィルター	防火設備	処理風量 m3/h	フード寸法			フード下 端高さ mm	単位風量 m3/h	台数	記号	排気風量 m3/h	給気風量 m3/h	外気吹出口 型式 幅x高さ	対象器具名	燃料 種別	理論燃 力`ス量 K	燃料消 費量 Q kw	排気 装置 別定 数	法定 換気量 m3/h	換気量 (2) m3/h	採用換気量		判定 換気設備利用の 可否判定
				開口	奥行	高さ															採用風 量根拠	風量 m3/h	
新設 フード	グ`リスフィルター	FS付	1,500	900	600	850	1,850	1,500	1	F-N1	1,500	1,500	HS (F付) 500x500	ガステーブル	ガス	0.93	32.6	40	1,213	1,213	吸込み 面速	1,500	1,213 < 1,500 ∴ OK!



Memo

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project.	安城消防署厨房等改修管工事	Date.	2023.02	Section.	No.
	換気設備 機器一覧表				機械 M- /12
Scale.	A1: NS A3: NS		1級建築士登録第247809号		道 洞 聡



Memo	

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project.	安城消防署厨房等改修管工事	Date.	2023.02	Section. No.	機械 M- /13
	換気設備 2F平面図 (改修前・改修後)				
Scale.	A1:1/50 A3:1/100		1級建築士登録第247809号		道 洞 聡

機器一覧表 (新設)

記号	名称	機器仕様	電源		台数	室名	備考
			φ・V	W			
GW-N2	ガス瞬間湯沸器 (家庭用)	型式： 屋内壁掛・背面給排気型(給湯専用) 能力： 20号 ガス消費量： 42.5kW 付属品： 給排気トップ・リモコンスイッチ	1-100	47(W)	1	2階厨房	参考重量=18kg

給湯器類の耐震固定

記号	名称	適用	設置階	固定方法
GW-N2	ガス瞬間湯沸器	型式：業務用給湯器壁掛型 固定方法：壁固定 対象重量：15.1～60kg アスペクト比：4.5以下	2階	引張体力が0.3KN/本以上のビス又はボルト2本以上にて固定する事、又は引張体力が0.2KN/本以上のビス又はボルト4本以上にて固定する事

衛生器具表(新設)

記号	名称	品番(同等品)	付属品(同等品)	湯水供給	計	2F厨房	2F脱衣	2F洗面室(脱衣横)
1	角型洗面器(アゴ-カクホ式)	L505	台付自動混合水栓(AC100V電源)(AM-320TCV1)、止水栓、排水金物、その他付属品一式	湯・水	4			4
2	洗面カウンター (上記洗面器×4組込)	MB-600SL(2920)	フロントパネル、コーナーカバー、その他付属品一式		1			1
3	化粧鏡(防錆-300×800)	KF-D3083AS	裏面ゴムパッキン付・取付金物、その他付属品一式		4			4
4	壁付混合水栓(シングルレバー式) (ソフトシャワー吐出切替式)	SF-WM432SY		湯・水	4	4		

衛生器具表(撤去)

	名称	品番	附属品	計	2F			備考
					洗面室	脱衣室	厨房	
1	はめ込み洗面器	L507	TGL507PAS	4	4			
2	手洗台	L5B	T205, T4A, T22P, TA2SAY, TS126AS	1			1	(食堂内)
3	鏡	TS119ASAY5		4	4	(1)		()内は再用品
4	自在水栓	T130AR13		9			9	
5	混合水栓			4	4			
6	ホースコック13			3			3	
7	吊戸棚			4	4			
8	キャビネット			5	5			
9	GW-3 カ`ス給湯器	PH-20LXTB	屋内(強制給排気型(背面))壁掛型、20号	1			1	

使用材料一覧表 (改修後) ※ 図中に特記のある場合は除く。

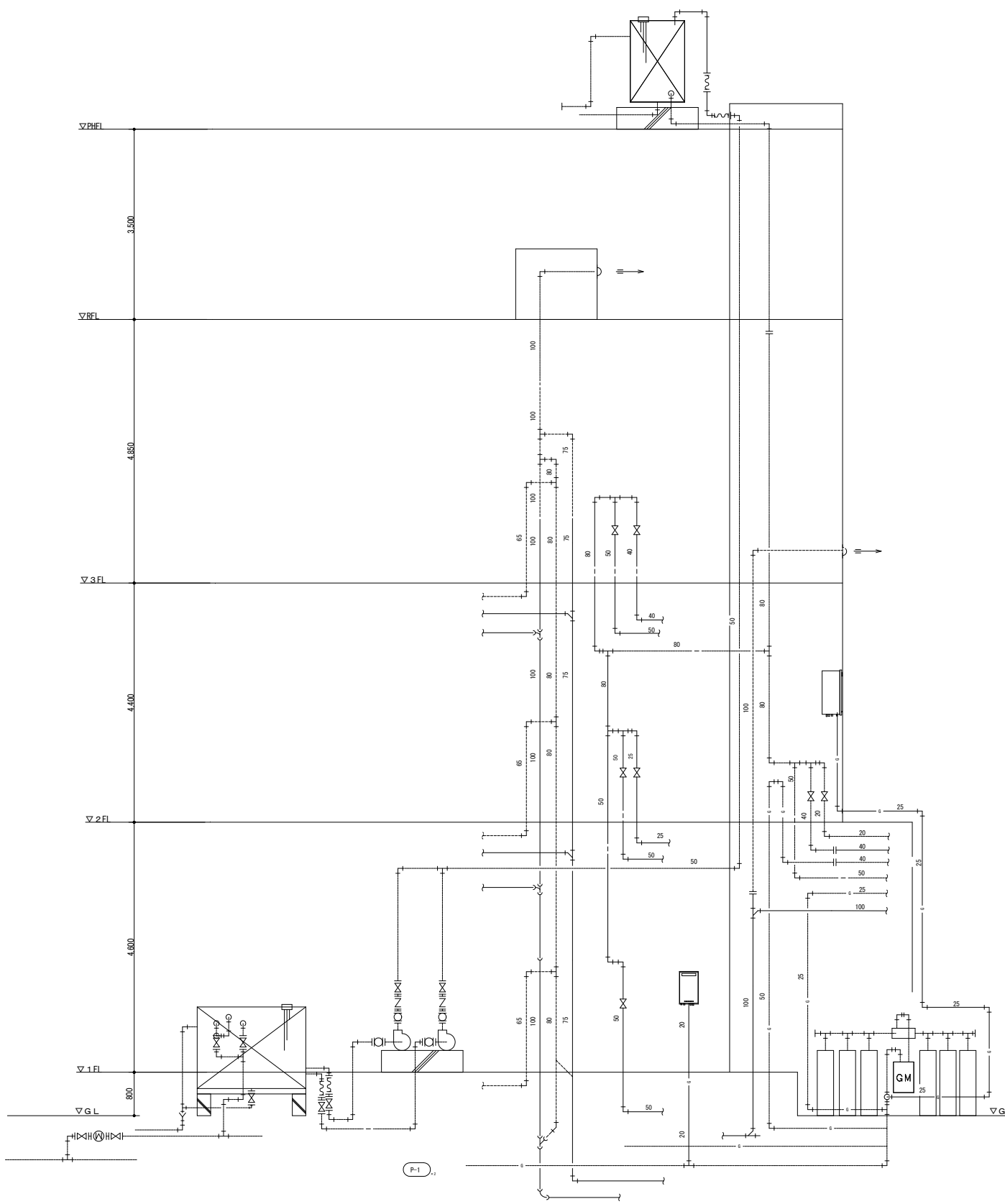
記号	名称	適用	略称	管材質	規格	備考
-----	給水管	屋内一般	SGP-VB	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA-K-116	
-----	給水管	土中埋設	SGP-VD	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA-K-116	
-----	給湯管	屋内一般	SUS	水道用ステンレス鋼管	JWWA-G-115	
-----	ガス管	屋内一般	S G P (白)	配管用炭素鋼管	JIS-G-3452	
-----	雑排水管	屋内一般	FVP	耐火石綿2層管(内管V P)	FDPS	
-----	雑排水管	屋内一般	VP	硬質塩化ビニル管	JIS-K-6741	土間下：40A未満
-----	雑排水管	屋内一般	RF-VP	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	JIS K 9798	土間下40A以上
-----	汚水管	屋内一般	FVP	耐火石綿2層管(内管V P)	FDPS	
-----	汚水管	屋内一般	RF-VP	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	JIS K 9798	土間下：40A以上
-----	通気管	屋内一般	FVP	耐火石綿2層管(内管V P)	FDPS	
-----	通気管	土中埋設	VP	硬質塩化ビニル管	JIS-K-6741	土間下：40A未満
-----	通気管	土中埋設	RF-VP	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	JIS K 9798	土間下：40A以上
-----	屋外排水管	小口径樹間	VU	硬質塩化ビニル管	JIS-K-6741	
-----	仮設給水	屋内一般	PP	水道用ポリエチレン二層管	JIS-K-6776-16	
-----	仮設給湯	屋内一般	HT-VP	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS-K-6762-14	
-----	排気ダクト	屋内一般	SP	垂鉛めっき鋼板スパイラルダクト	JIS G 3302	
-----	排気ダクト	浴室排気	SP	垂鉛めっき鋼板スパイラルダクト	JIS G 3302	GW25t巻き
-----	排気ダクト	湯沸室排気	SP	垂鉛めっき鋼板スパイラルダクト	JIS G 3302	RW50t巻き
-----	バスタ`クト	屋内一般	SP	垂鉛めっき鋼板スパイラルダクト	JIS G 3302	GW25t巻き
-----	外気タ`クト	屋内一般	SP	垂鉛めっき鋼板スパイラルダクト	JIS G 3302	GW25t巻き

使用材料一覧表 (改修前)

記号	名称	適用	略称	管材質	規格	備考
-----	給水管	土中埋設	SGP-VD	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	
-----	給水管	屋内外一般	SGP-VB	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	
-----	給湯管	屋内一般	CUP	給湯用被覆鋼管 (硬質M)	JIS-H-3300	
-----	雑排水管	屋内一般	SGP(W)	配管用炭素鋼管	JIS-G-3442	
-----	汚水管	屋内一般	CIP	排水用鑄鉄管(メカタイプ)	HASS-210	
-----	通気管	屋内一般	SGP(W)	配管用炭素鋼管	JIS-G-3442	
-----	屋外排水管	樹間	HP	遠心鉄筋コンクリート管	JIS-A-5303	
-----	ガス管	屋内一般	S G P (白)	配管用炭素鋼管	JIS-G-3452	

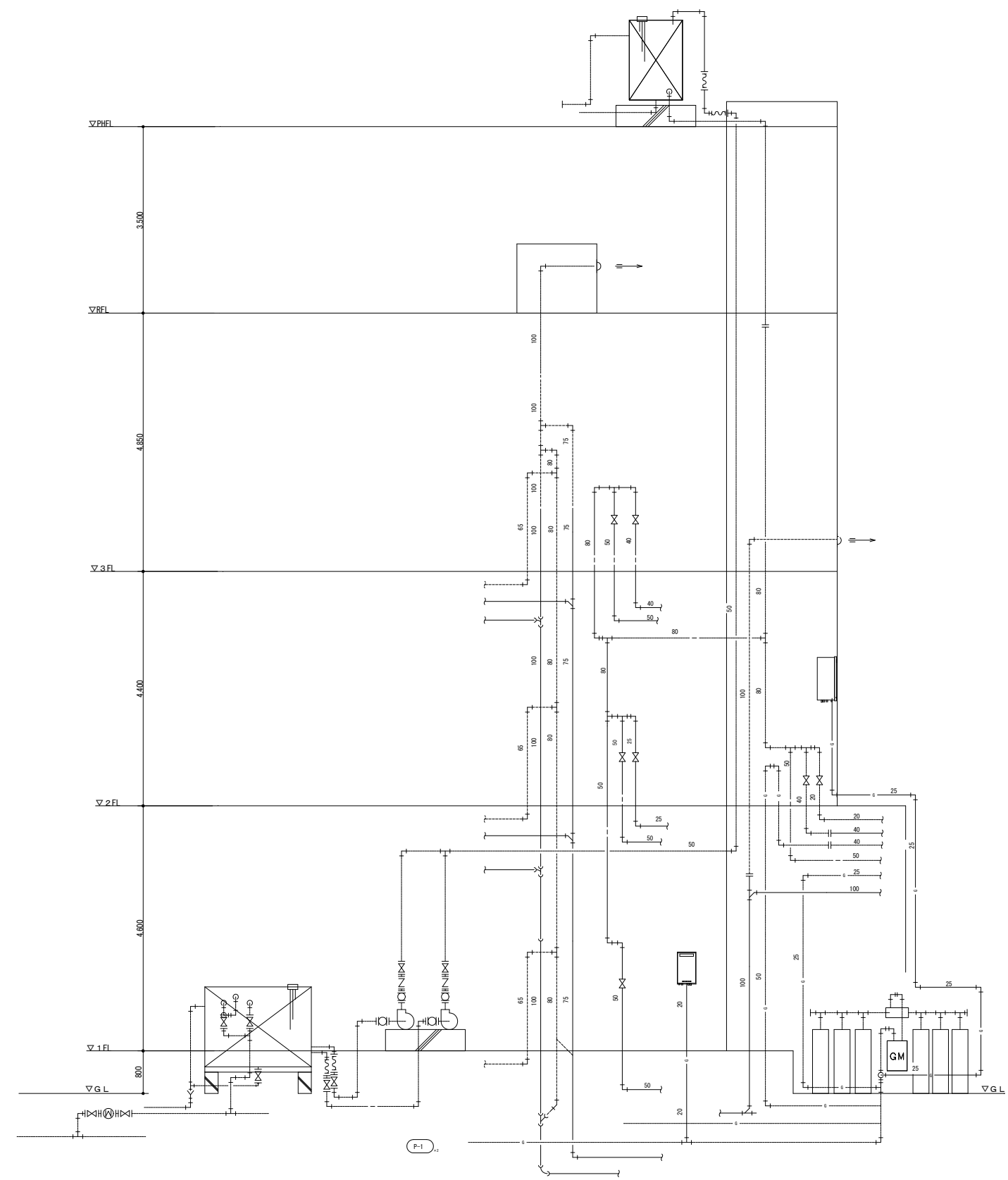


Memo



配管系統図 (改修前)

※図示太線実線機器類及び配管類を撤去とする。

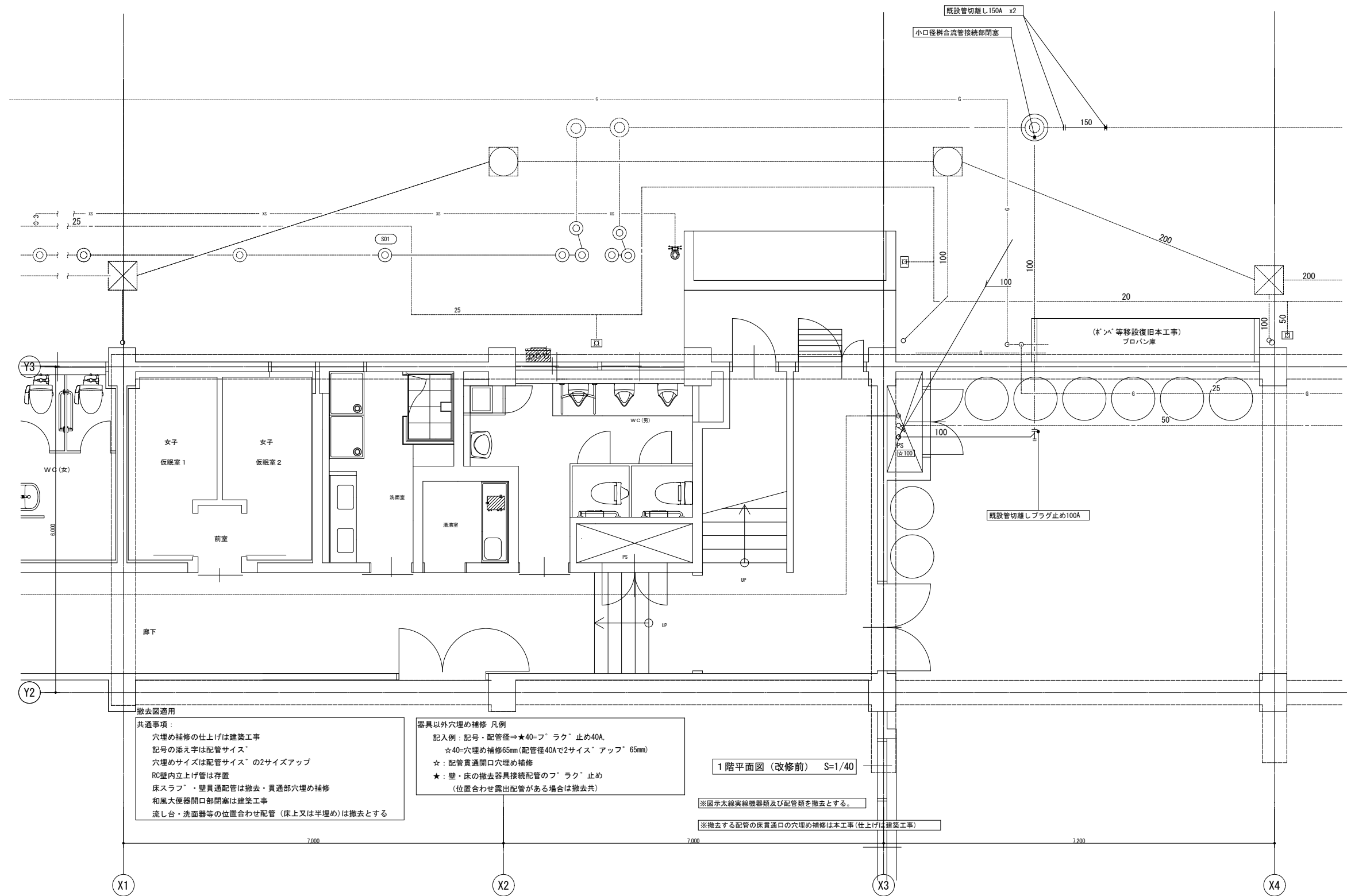


配管系統図 (改修後)

※図示太線実線機器類及び配管類を新設とする。

Memo

Project.	安城消防署厨房等改修工事	Date.	2023.02	Section. No.	機械 M- /15
	衛生設備 配管系統図 (改修前・改修後)				
Scale.	A1: NS A3: NS		1級建築士登録第247809号		道 洞 聡



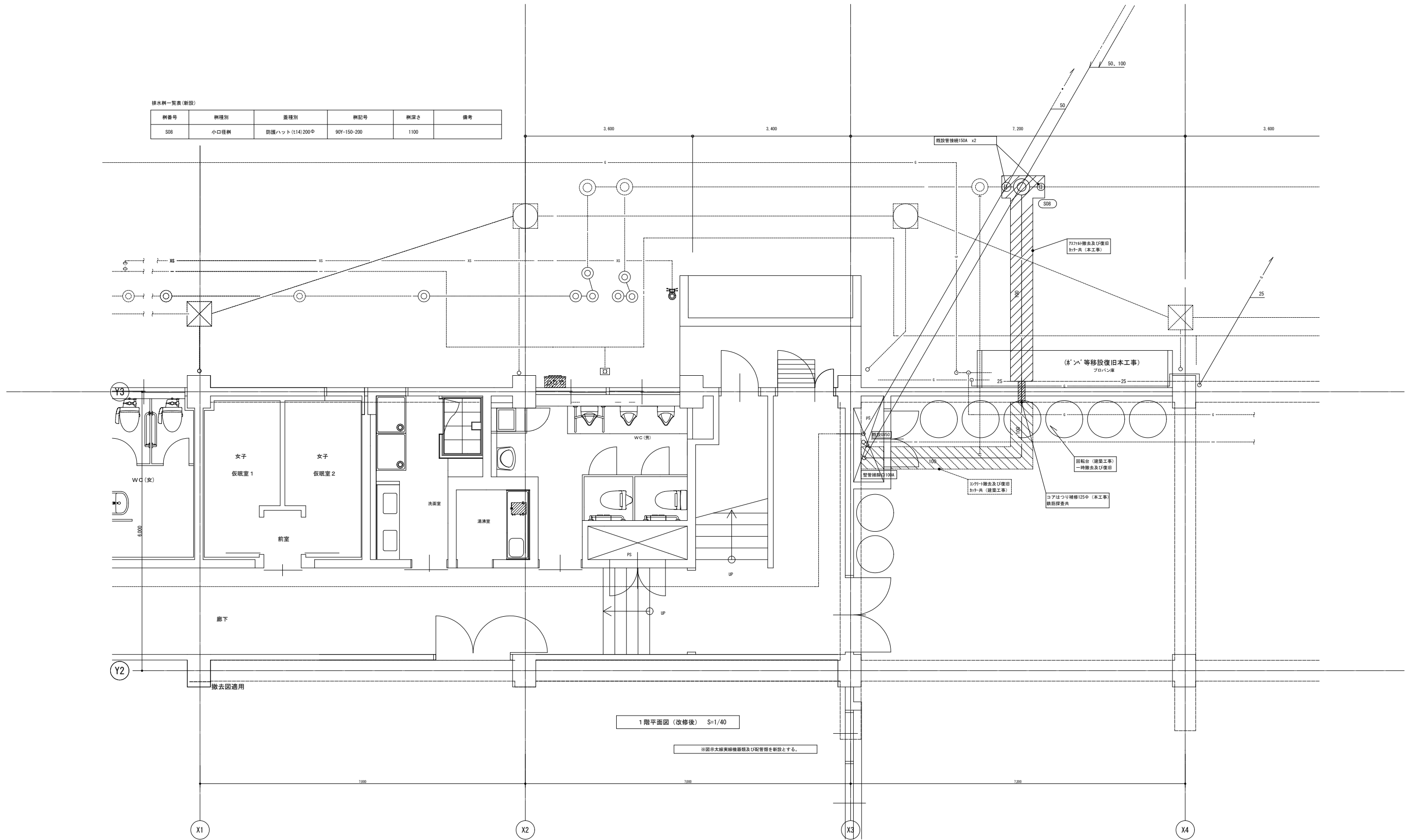
撤去図適用
共通事項：
穴埋め補修の仕上げは建築工事
記号の添え字は配管サイズ
穴埋めサイズは配管サイズの2サイズアップ
RC壁内立上げ管は存置
床スラブ・壁貫通配管は撤去・貫通部穴埋め補修
和風大便器開口部閉塞は建築工事
流し台・洗面器等の位置合わせ配管（床上又は半埋め）は撤去とする

器具以外穴埋め補修 凡例
記入例：記号・配管径⇒★40=フ' ラク' 止め40A.
☆40=穴埋め補修65mm（配管径40Aで2サイズ' アップ' 65mm）
☆：配管貫通開口穴埋め補修
★：壁・床の撤去器具接続配管のフ' ラク' 止め
（位置合わせ露出配管がある場合は撤去共）

1階平面図（改修前） S=1/40
※図示太線実線機器類及び配管類を撤去とする。
※撤去する配管の床貫通口の穴埋め補修は本工事（仕上げは建築工事）

排水機一覧表(新設)

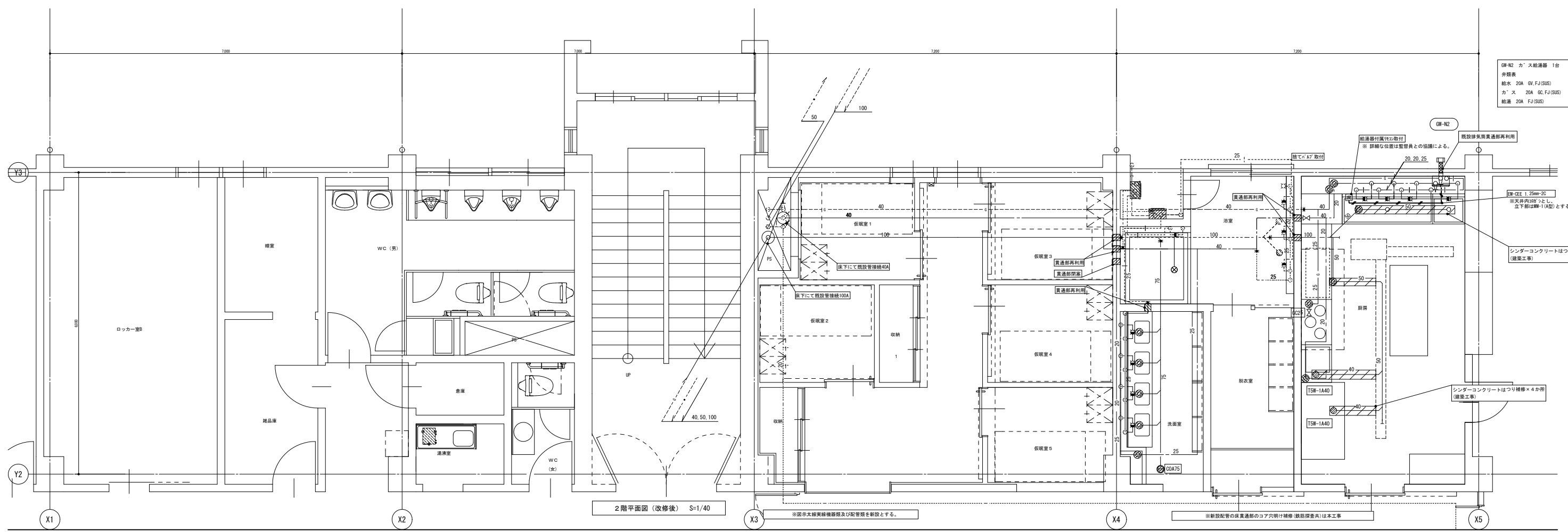
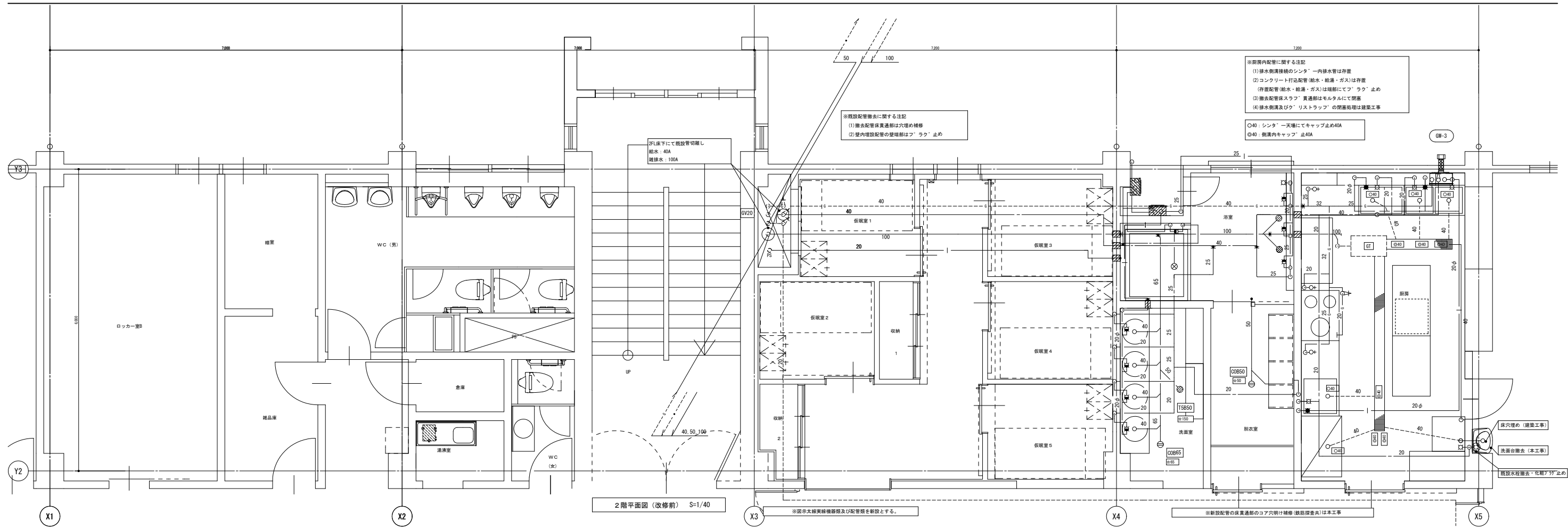
機番号	機種別	量種別	機記号	機深さ	備考
S08	小口径機	防護ハット(t14)200φ	90Y-150-200	1100	



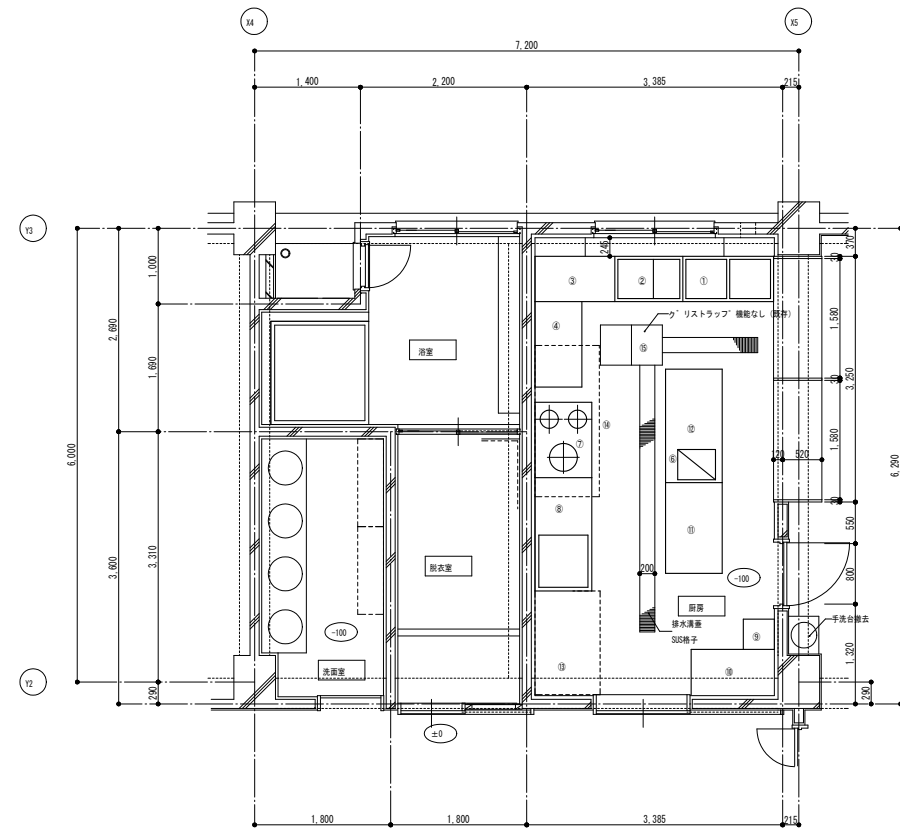
1階平面図(改修後) S=1/40

※図示太線実線機器及び配管線を新設とする。

Memo



Memo

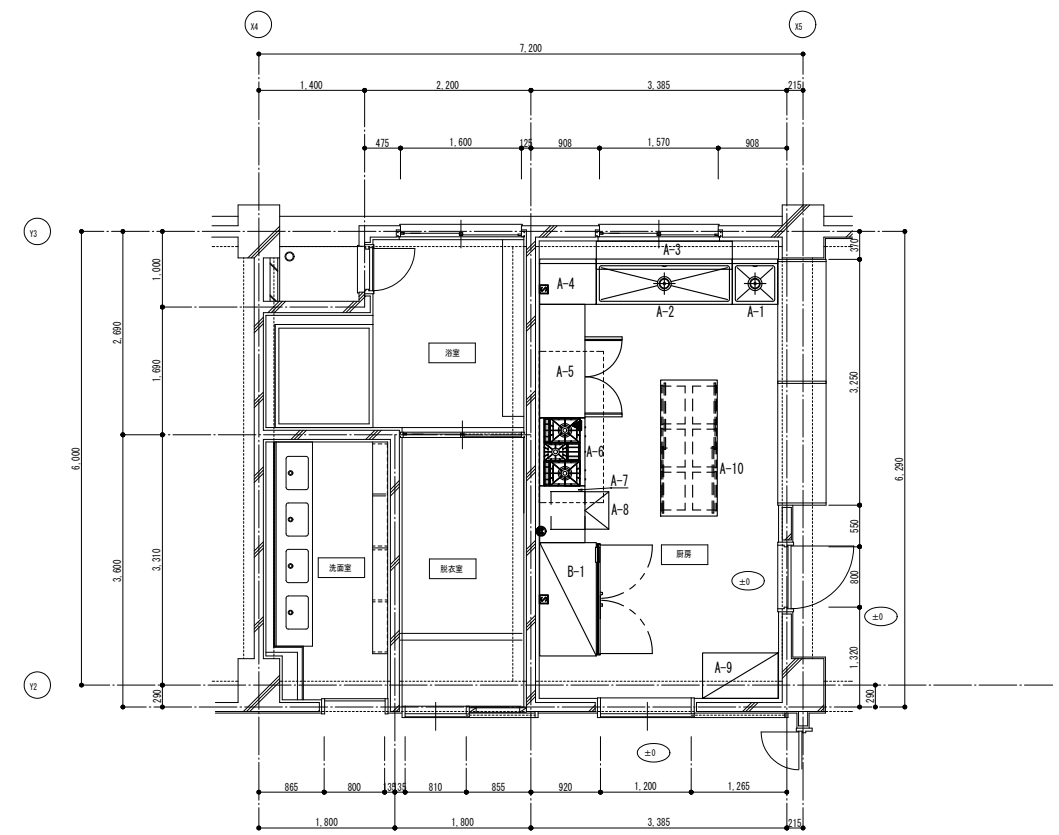


2階 厨房詳細図(改修前) S=1/50

厨房器具一覧表(撤去)

No.	品名	規格寸法	数量	形式	撤去	パイプ継付	数量
①	二層シンク	1200×600×800	1		撤去	パイプ継付	1
②	水切りシンク	900×600×800	1		撤去	パイプ継付	1
③	作業台	1000×600×800	1		撤去	パイプ継付	1
④	食器消毒保管庫	1200×550×1850	1		撤去		1
⑤	焼物器台	750×750×800	1		撤去		1
⑥	焼物器	500×400×580	1		撤去		1
⑦	テーブルレンジ	1000×750×800	1		撤去		1
⑧	台付シンク	1500×750×800	1		撤去	パイプ継付	1
⑨	製氷機	400×410×820	1		撤去		1
⑩	パンラック	1100×600×1800	1		撤去		1
⑪	作業台	1200×750×800	1		撤去	パイプ継付	1
⑫	調理台	1500×750×800	1		撤去	下部収納庫付	1
⑬	冷凍冷蔵庫	1500×800×1910	1		撤去(移設)		1
⑭	レンジフード	2000×850×800	1		既設のまま		1
⑮	ク'リストラップ' 改修	改修は建築工事	1				(1基)

注:⑬の移設先等は、監督員及び施設管理者と協議し決定すること



2階 厨房詳細図(改修後) S=1/50

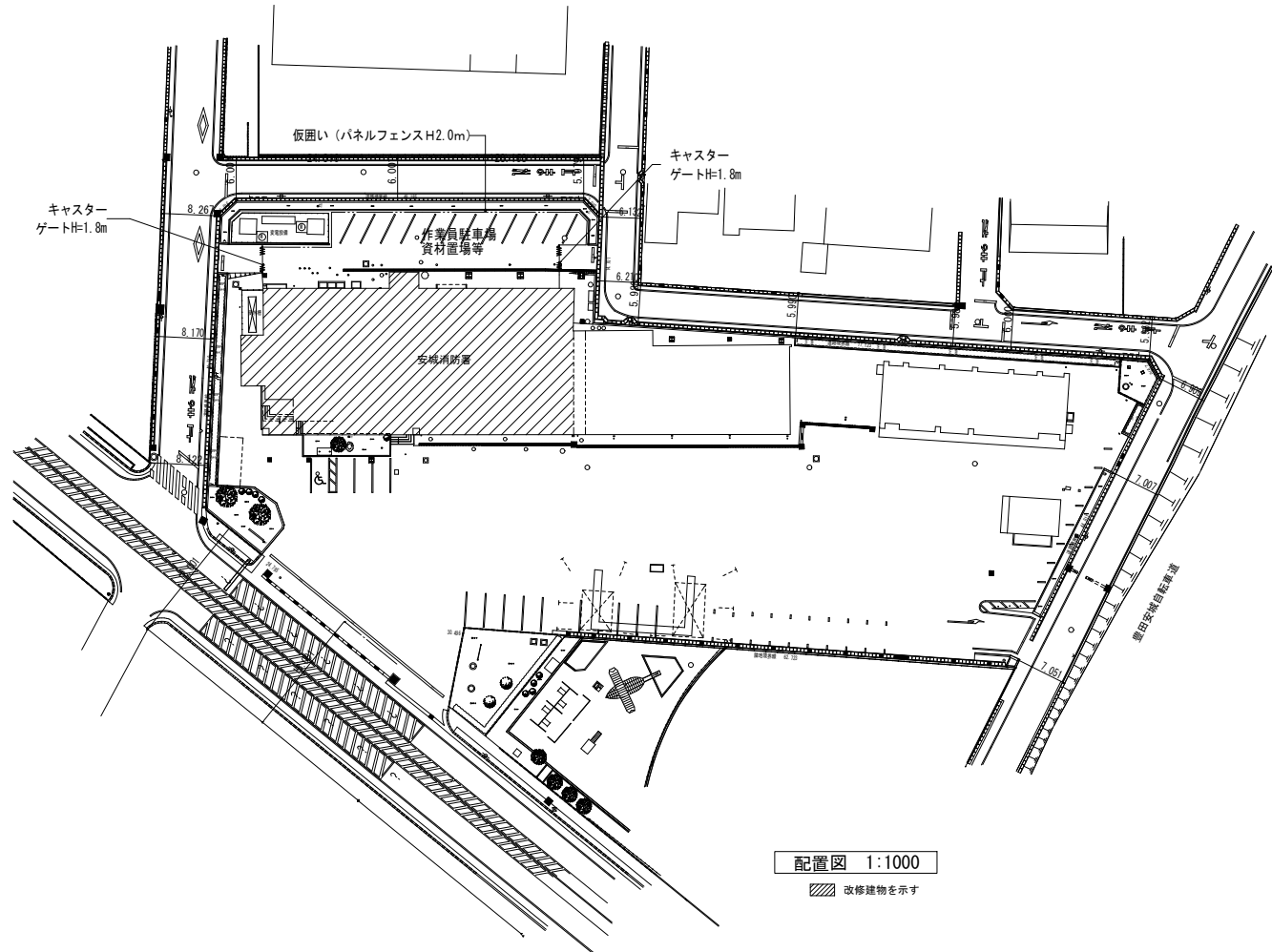
厨房器具一覧表(新設)

No.	品名	形式	数量	規格寸法 m/m			配管接続口径 A			ガス(LPG)			電気容量 Kw			フード	備考
				間口	奥行	高さ	給水	給湯	排水	口径 A	Kw/h	IP100	IP200	3P200			
A-	<新設>																
1	一槽シンク		1	600	600	850	15	15	50							バックガード付 下部スノコ付 混合水栓(TKS05316J)1ヶ付	
2	一槽シンク		1	1800	600	850	15x3	15x3	50							バックガード付 下部スノコ付 混合水栓(TKS05316J)3ヶ付	
3	ドレンパン		1	1800	370	70											
4	作業台		1	750	600	850										現場合わせ	
5	テーブル型食器消毒保管庫	MET-158EX	1	1500	600	850								3.1		高さ850mm仕様 食器電(390x360x200)4ヶ付	
6	ガステーブル	XY-960T	1	900	600	850				20	32.6					G要 高さ850mm仕様	
7	作業台		1	750	600	850										下部三方補強	
8	自然冷媒製氷機	IM-35M-NA	1	500	450	800	15		40			0.21				35kgタイプ	
9	パンラック		1	1000	600	1800										甲板棚2段、スノコ棚2段仕様	
10	調理台		1	1800	750	850										下部引出し6ヶ付、両面引違戸付	
B-	<既設>																
1	冷凍冷蔵庫	HRF-150ZF3	1	1500	800	1910			40					0.651		再用品 (取外し再取付及び移設は本工事に含む)	

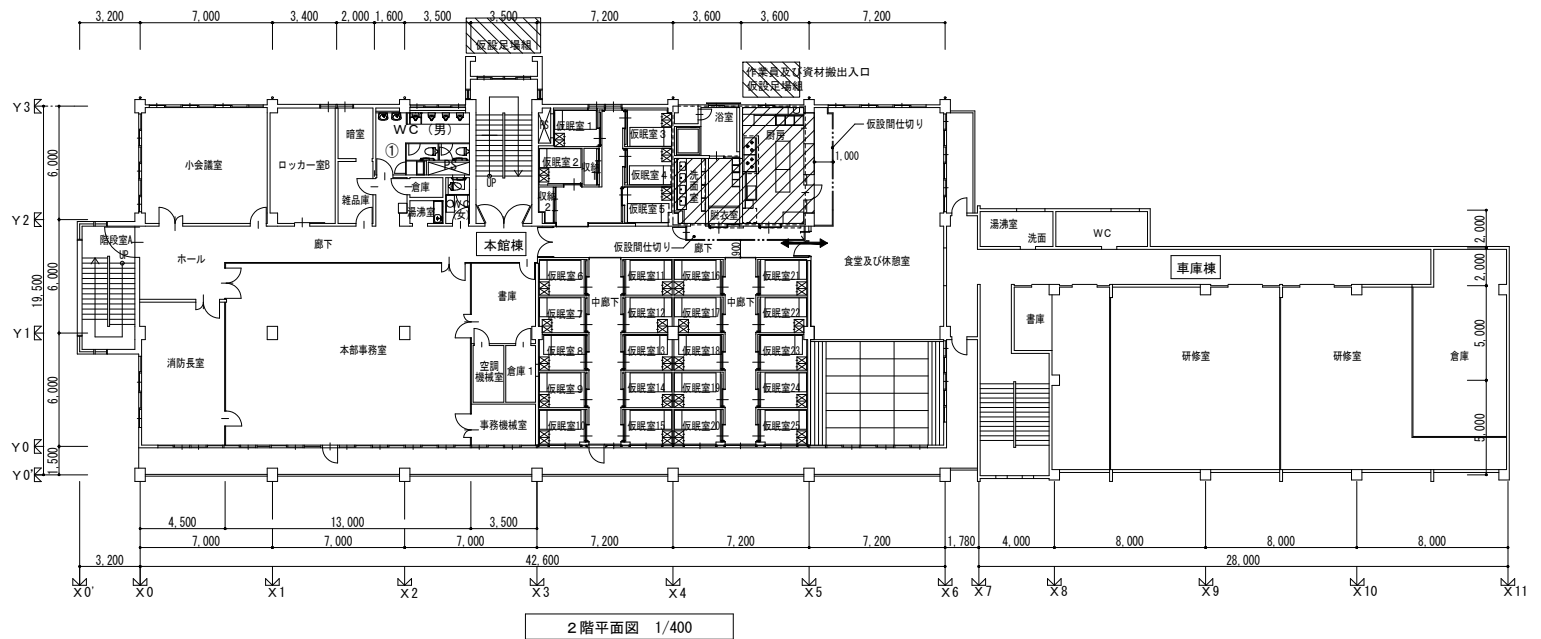
注:上記接続工事並び消費量は各器具に於ける1台を示す
転倒防止金物を適切に取り付けること



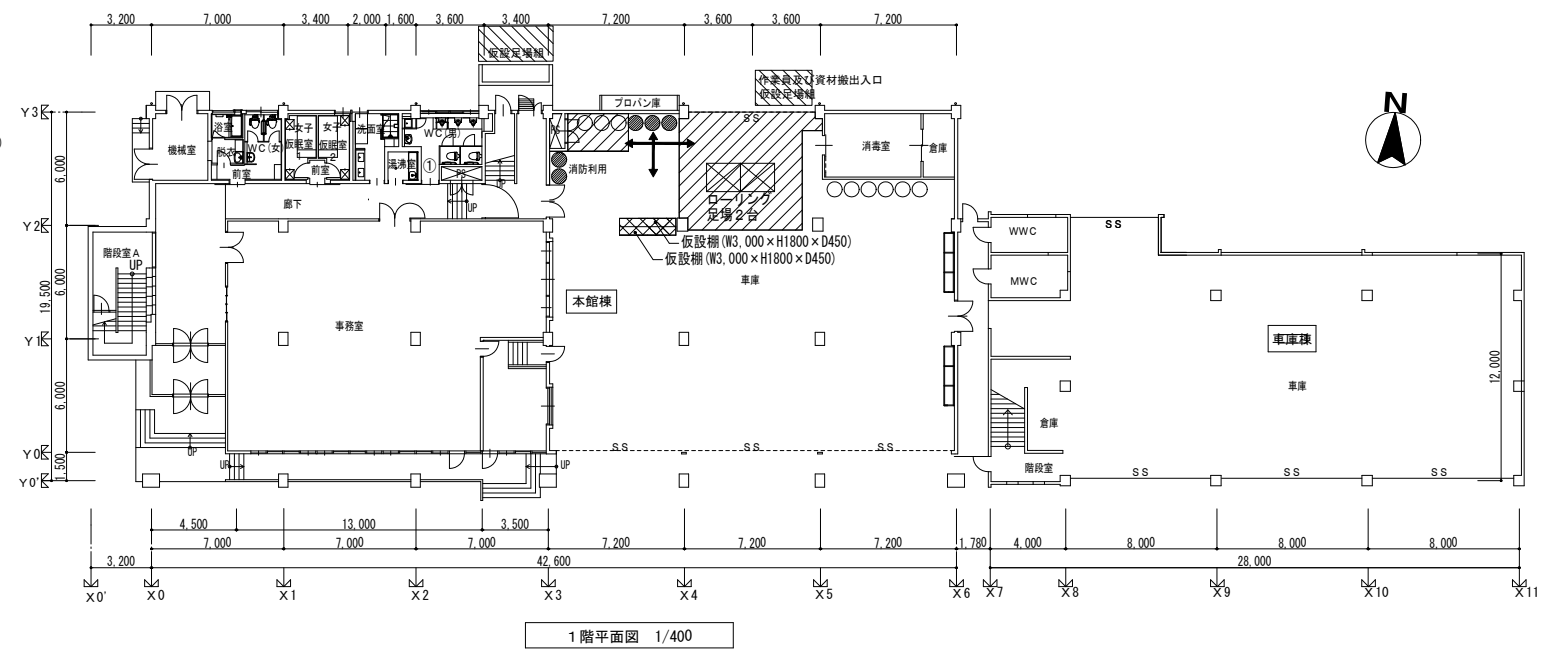
Memo



配置図 1:1000
改修建物を示す



2階平面図 1/400



1階平面図 1/400

- 注意事項**
- 工事現場監理**
署内は24時間365日業務を運営しながら工事をする事となるので、職員、来客者などの安全の確保を徹底した上で工事をする事。また下記項目に対し十分留意のこと。
- 事務手続き関係**
- 1) 工事着手前に工程計画及び安全計画、仮設計画を提出し監督員の承認を受けること。
 - 2) 本工事に於いて諸官庁届、騒音、振動等に関する届出、及び所轄消防署への消防安全計画書着工届・その他届出、手続きは請負人の負担で速やかに行うこと。
- 安全管理関係**
- 3) 施工に伴う騒音、振動には充分留意し、近隣環境に配慮すること。
 - 4) 外部に対し標識看板等で注意を促し、常に保守点検を行うこと。
 - 5) 工事車両の出入り時については、一般通行人、来客者、職員に対し危険のないように注意すること。大型車両の出入りの際には、特に誘導員等適切な人員配置を行うこと。
 - 6) 工事進入経路の舗装構成、マンホール、地下埋設物などを調査し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
 - 7) 仮囲い、養生シート張り、その他必要に応じた危険防止設備を設けること。
 - 8) 工事場所付近の都屋や通路は必要に応じ専属の作業員にて掃除を行い、環境の確保に努めること。また、必要に応じ埃止めの目張りを実施すること。
 - 9) 施工に伴う破損箇所は工事請負者の負担において原形復旧のこと。
 - 10) 7/4バネ成形板を撤去する際は、石粉含有率が0.1%以上のものとして適正な撤去・処分を行うこと。又、工事着手に先立ち、7/4バネ成形板の有無について工事着手前に調査を行った場合は、監督員に報告し、関係法令及び、公共建築改修工事特記仕様書に基づき適切に処理すること。
- 1. 施工条件**
- ・10月末までに浴室、脱衣室を使用出来るようにすること。なお、各部の使用開始前には指定する検査を受検すること。
 - ・仮設間仕切りは軽量鉄骨 (LGS65) 壁下地、石膏ボードt9.5+フィルムシートt0.15+目張りテープ、扉鍵付 (アルミ既製品) とする。
- 2. 仮設工事**
- ・作業員及び資材搬出入口用の仮設足場ステージを各階に設置する。
 - ・足場については「手すり先行等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2)の手すり据置き方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行うこと。
 - ・足場外周は防音養生シート (防炎1類) 設置すること。
 - ・仮囲いはパネルフェンスH1800とすること。
 - ・仮設棚についてははさき型足場を利用とし、欄板2段(コンパネ敷き)とすること。また、ヘルメット、消防服等が掛けれるフックを設置すること。
- 3. その他**
- ・工事中の利用者への安全対策は十分に注意すること。
 - ・工事中の臭い、材料の飛散、騒音等には特に留意して養生を行うこと。
 - ・工事用地周囲の既設フェンス面に養生シートを設置すること。
 - ・仮設棚の位置は参考図とし、監督員及び施設管理者と協議すること。
 - ・図中の作業員駐車場内は駐車可能とするが、その他で駐車場が必要な場合は、受注者の責において確保すること。
 - ・工事用車両及び作業員車両の駐車は作業員駐車場内とし、スペースが不足する場合は送迎・乗り合わせ等対応を計画すること。
 - ・借地や貸駐車場の利用について、事務及び必要経費は受注者の責任・負担とする。
 - ・1F車庫について工事エリア境界については単管バリケードにて囲いを行うこと。
 - ・2F廊下、食堂間については24時間通行がある為、建具工事の際に通行止めとなる場合は事前に監督員及び施設管理者と協議を行うこと。

- 【凡例】**
- 工事エリア
 - 作業員及び資材搬出入口：仮設足場組 (昇降足場共)
 - 仮設棚：仮設くさび型足場 欄板2段 (コンパネ敷き)
 - 工事動線
 - 施設利用者・職員動線